

# 川越町国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

川越町



## ～ 目 次 ～

### 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

|     |               |   |
|-----|---------------|---|
| 1-1 | 国土強靱化の理念と基本目標 | 1 |
| 1-2 | 計画の策定趣旨       | 2 |
| 1-3 | 計画の位置づけ等      | 2 |

### 第2章 川越町の地域特性等

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 2-1 | 川越町の地域特性           | 4  |
| 2-2 | 川越町に影響を及ぼす大規模自然災害等 | 10 |

### 第3章 川越町の強靱化に向けた基本的な考え方

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 3-1 | めざすべき将来の地域の姿        | 20 |
| 3-2 | 川越町の強靱化の基本目標        | 20 |
| 3-3 | 川越町の強靱化を進めるうえでの留意事項 | 20 |

### 第4章 川越町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 4-1 | 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定... | 22 |
| 4-2 | 脆弱性評価の実施手順と結果                           | 24 |

### 第5章 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

|     |  |    |
|-----|--|----|
| (1) | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる（直接死を最大限防ぐ）                           | 25 |
| (2) | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する         | 33 |
| (3) | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する                                       | 42 |
| (4) | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                              | 44 |
| (5) | 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない                                   | 46 |
| (6) | 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に回復させる | 49 |
| (7) | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない  | 53 |
| (8) | 大規模自然災害発生後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                    | 56 |

### 第6章 横断的分野ごとの強靱化施策の推進方針

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 6-1 | リスクコミュニケーション | 60 |
| 6-2 | 人材育成         | 62 |
| 6-3 | 産学官民・広域連携    | 62 |
| 6-4 | 老朽化対策        | 63 |

### 第7章 計画推進の方策

|     |         |    |
|-----|---------|----|
| 7-1 | 計画の推進体制 | 64 |
| 7-2 | 計画の進捗管理 | 64 |
| 7-3 | 計画の見直し等 | 64 |



# 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

## 1-1 国土強靱化の理念と基本目標

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行されました。

平成30年12月に見直しが行われた国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念について、次のように述べています。

### 《国土強靱化の理念（抜粋）》

大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

（基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方）

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしています。

## 1-2 計画の策定趣旨

本町では、令和2年度に第7次川越町総合計画を策定し、6つの基本目標の一つとして「安全と快適な暮らしができるまちづくり」を掲げ、安全・安心なまちづくりを推進していくこととしています。

一方、国では平成30年に国土強靱化基本計画を見直し、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を位置づけるなど、地方自治体に対しても国土強靱化に向けた総合的で重点的な取組を促進しています。

三重県においても、南海トラフ地震の発生が危惧され、風水害に見舞われることも多く、事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっていることから、「三重県国土強靱化地域計画」を平成27年7月に策定し、ソフト、ハード両面から国土強靱化の取組を進めてきています。そのうえで、基本計画の見直しに合わせて、令和2年10月に「三重県国土強靱化地域計画」を改訂しています。

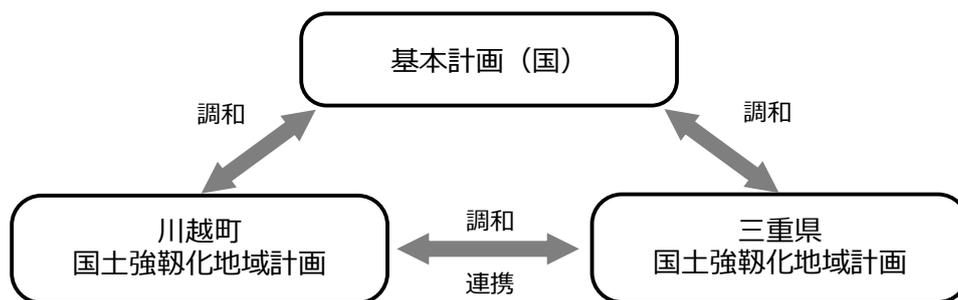
川越町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、こうした背景を受け、今後の本町の強靱化に関する施策を国や三重県の国土強靱化に関する政策との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的・計画的に推進する指針として策定するものであります。

## 1-3 計画の位置づけ等

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、策定にあたっては、基本計画に示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画との調和を保ちつつ（基本法第14条）、三重県国土強靱化地域計画との連携・役割分担を図るものとします。

図1-1 基本計画（国）・三重県国土強靱化地域計画との関係



## (2) 対象とする区域

本計画の対象は、川越町全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要となることが考えられるため、国、県及び近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

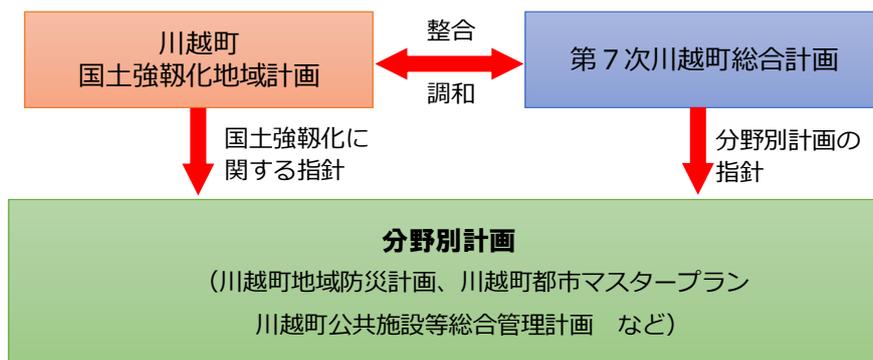
## (3) 計画の推進期間

本計画の計画期間は、令和3年4月から令和13年3月末までとしています。その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね5年毎に行います。

## (4) 総合計画及び分野別計画との関係

本計画は、町の最上位計画となる「川越町総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から本町における様々な分野の計画の指針となるものであります。

図 1-2 国土強靱化地域計画と総合計画及び分野別計画との関係



## 第2章 川越町の地域特性等

### 2-1 川越町の地域特性

#### (1) 地 形

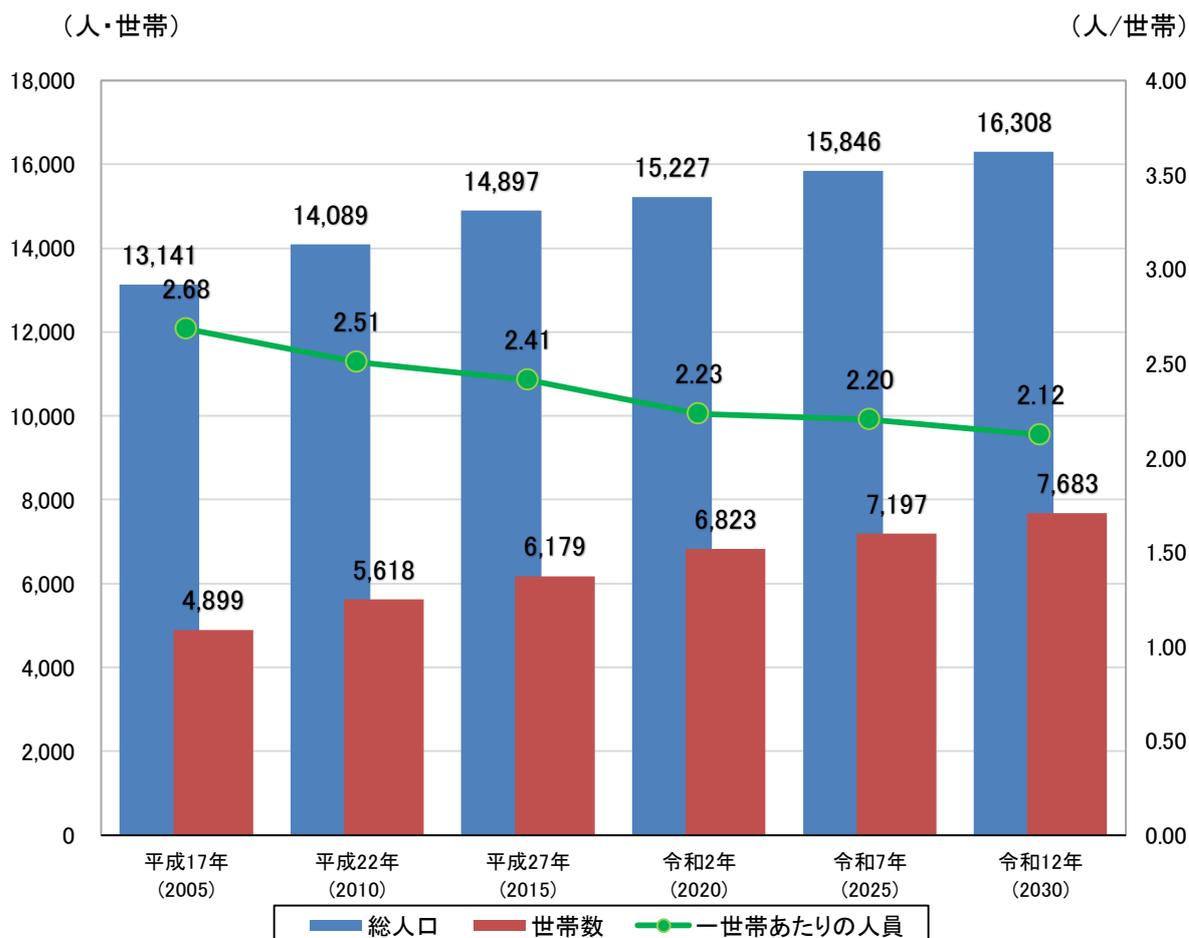
本町は、三重県の北部に位置し、北は員弁川（町屋川）を境に桑名市に、南は四日市市、西は朝日町に接し、東は伊勢湾に臨む、東西約 4.2 km、南北約 3.9 km、面積は 8.73 km<sup>2</sup>のコンパクトなまちです。地質は、鈴鹿山脈から流れる朝明川と員弁川（町屋川）の沖積層地帯であり、地形は標高 0 m から 5 m までとほとんど起伏のないまちとなっています。

#### (2) 人口動向

##### ①人口の推移と将来推計

本町の将来人口の見通しは、今後も人口増加が続くことが予測されており、令和 7 年には人口 15,846 人、令和 12 年には 16,308 人まで増加する推計になっています。なお、令和 12 年には世帯数 7,683 世帯、1 世帯あたりの人員は 2.12 人になることが予測されています。

図 2-1 川越町の人口・世帯数の推移及び推計

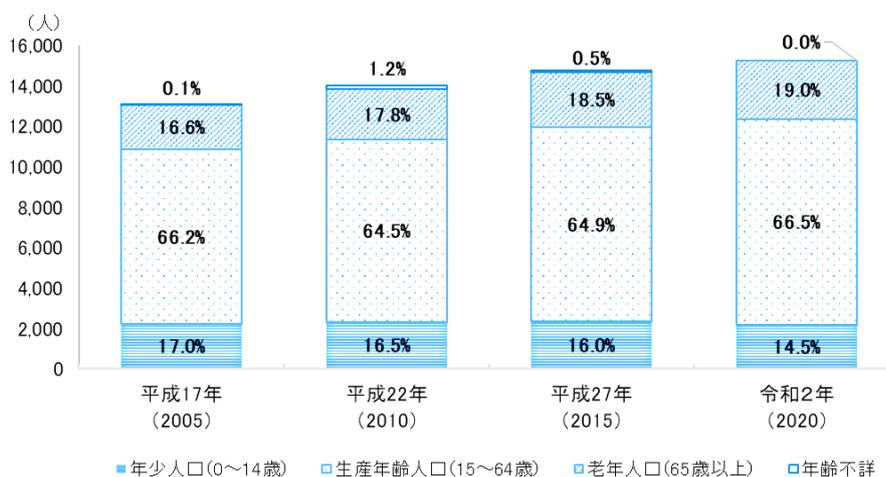


出典：実績値は住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）、推計値は独自推計結果

## ②人口構造の推移

年齢3区分別の人口の推移をみると、平成17年から令和2年にかけて老年人口比率が16.6%から19.0%に増加するなど、高齢化が進んでいますが、老年人口比率は県平均29.4%（令和元年10月1日現在）に比べて低く、また、年少人口比率は令和2年で14.5%と、県平均12.2%（令和元年10月1日現在）に比べて高く、県全体に比べると少子高齢化のスピードは遅くなっています。

図 2-2 川越町の年齢3区分別人口構成比の推移

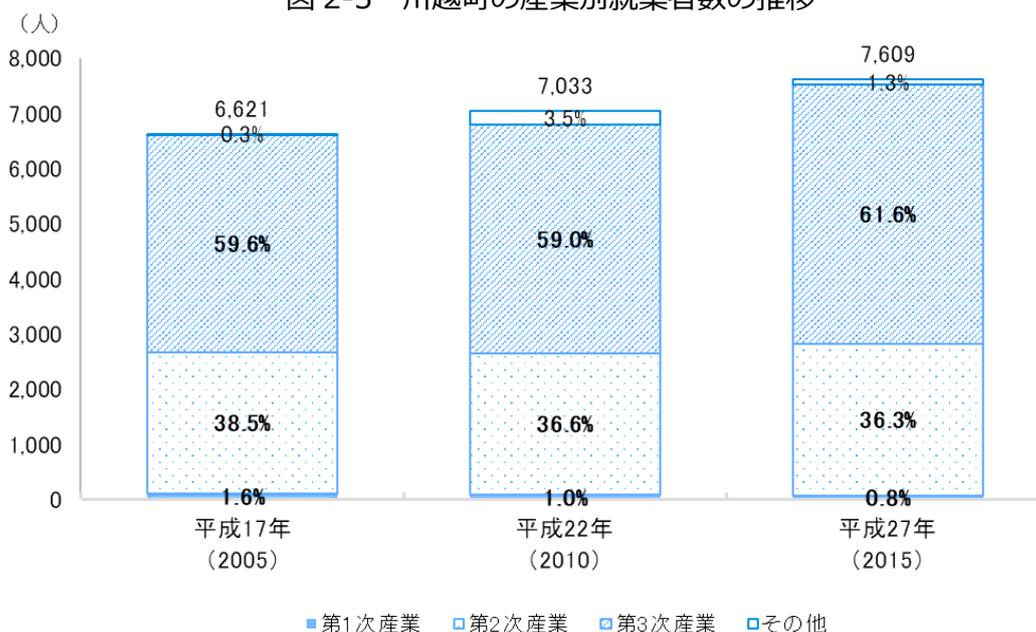


出典：国勢調査（平成17年～平成27年）、住民基本台帳人口（令和2年10月1日現在）

## (3) 経済特性

本町の平成27年の就業者数は、7,609人となっています。そのうち第1次産業が0.8%、第2次産業が36.3%、第3次産業が61.6%と、第3次産業が占める割合が高く、第1次産業、第2次産業ともに就業者比率が減少傾向にあります。第3次産業は増加しています。

図 2-3 川越町の産業別就業者数の推移



出典：国勢調査結果

本町の産業は、海・川に囲まれた自然環境の中で、地域に根ざした多様な文化と農工・商のバランスのとれた産業を育んでいます。

地場産品として、食料品のかまぼこ、ちくわ、水飴、シロップ、米菓、あられ、小麦粉、しぐれ、海産加工品のしぐれ、清酒があり工業品類では石膏ボード、石油精製品、保安用品が出荷されています。

表 2-1 川越町の産業に関する統計まとめ

| 統計指標    | 現状値      | 備考                                   |
|---------|----------|--------------------------------------|
| 農業産出額   | 6 千万円    | 平成 30 年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）          |
| 製造品出荷額等 | 733 億円   | 平成 30 年工業統計地域別統計表（経済産業省）             |
| 年間商品販売額 | 297 億円   | 平成 26 年経済センサス活動調査                    |
| 観光入込客数  | 77,811 人 | 令和元年 観光レクリエーション入込客数推計書<br>観光客実態調査報告書 |

#### (4) 土地利用の現状

本町は、町全域 873.0ha が都市計画区域に指定され、市街化区域（640.1ha）と市街化調整区域（232.9ha）との線引きがされています。用途地域は、住居系として第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域が、商業系として近隣商業地域が、工業系として準工業地域、工業地域、工業専用地域が指定されています。このうち工業系用途は、広大な埋立地が工業地として利用されていることもあり、6 割以上を占めています。また、埋立地の約 93.1ha が臨港地区に指定され、工業港区として工場などの立地が行われております。

土地利用は、宅地が 37.4%で最も多く、次いで農用地が 16.5%となっております。また、宅地のうち、住宅地が 15.8%であり、宅地の約 3 分の 1 を占めております。

図 2-4 川越町用途地域などの指定区域

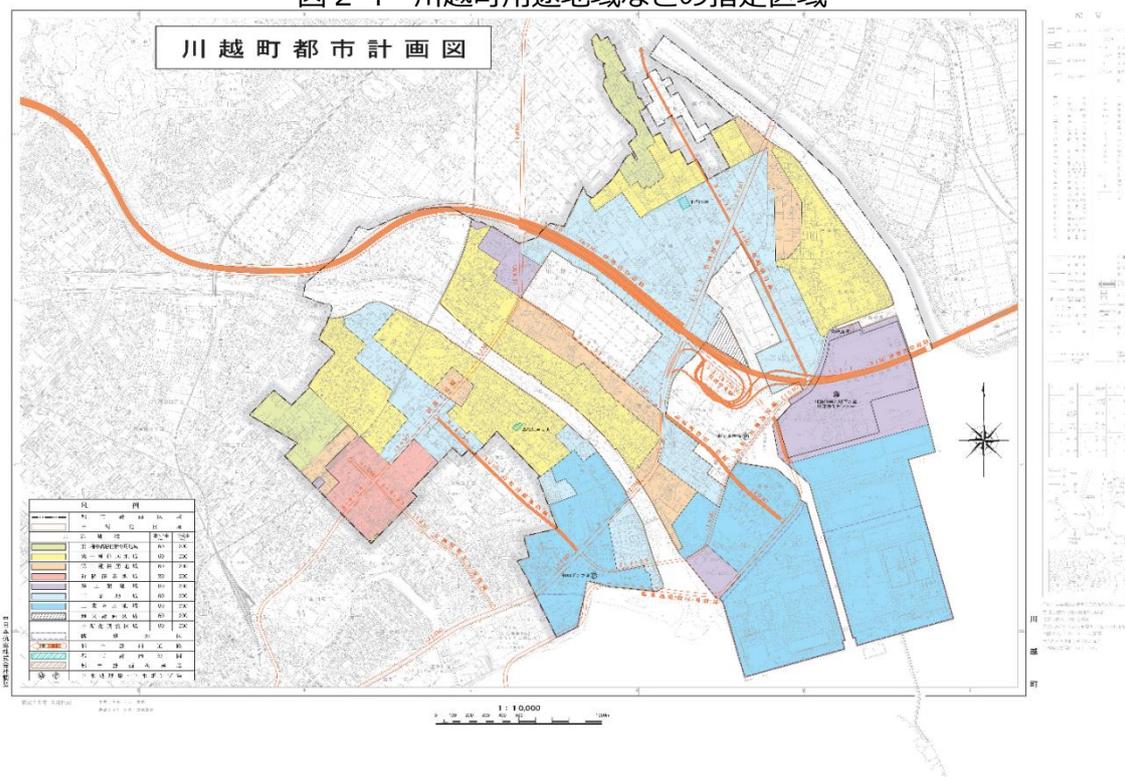


表 2-2 土地利用区分面積

| 行政区画   |          | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
|--------|----------|---------|---------|
| 土地利用区分 | 宅地       | 325.81  | 37.4    |
|        | 住宅地      | 137.68  | 15.8    |
|        | その他      | 188.13  | 21.6    |
|        | 農用地      | 144.29  | 16.5    |
|        | 原野       | 13.73   | 1.6     |
|        | 道路       | 120.67  | 13.8    |
|        | 水面・河川・水路 | 28.21   | 3.2     |
|        | その他      | 240.29  | 27.5    |
| 都市計画区域 | 都市計画区域   | 873.00  | 100     |
|        | 市街化区域    | 640.10  | 73.4    |
|        | 市街化調整区域  | 232.90  | 26.6    |

出典：都市計画基礎調査（平成 30 年度）

## （５）社会資本の老朽化対策

### ①公共施設の現況と課題、管理に関する基本方針

本町が管理する公共施設は、全体で 65 施設あり、総棟数が 109 棟、延床面積の合計が 68,320 m<sup>2</sup>となっています。

延床面積をみると、学校教育系施設が全体の 33.9%と最も多くを占め、次いで、行政系施設が 17.1%、町民文化系施設が 9.0%の順となっています。

表 2-3 公共建築物の類型別の施設数・棟数・延床面積

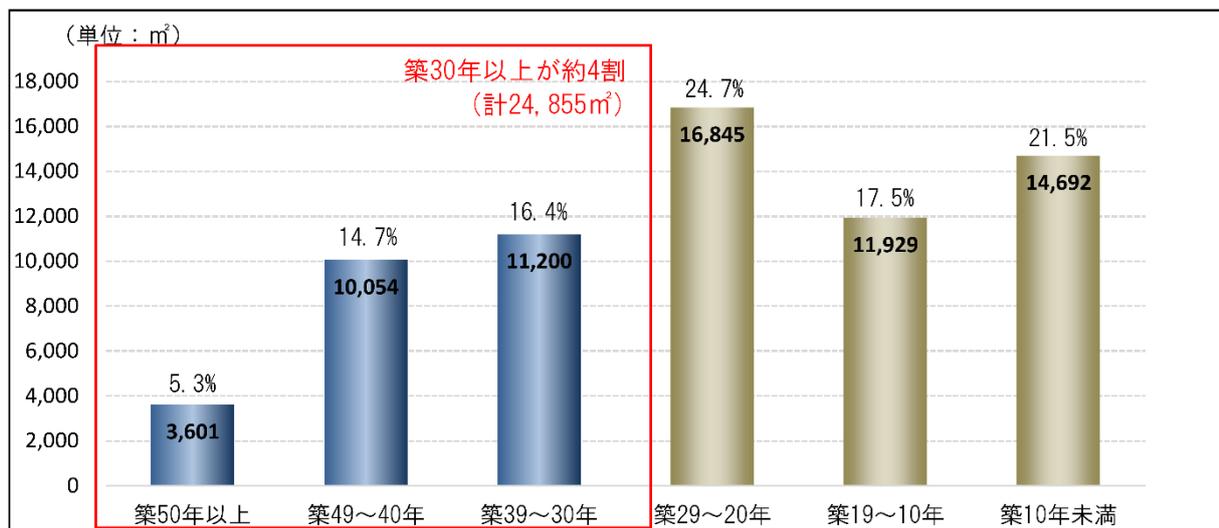
| 施設類型             | 施設名  | 数量 |     | 延床面積                  |        |
|------------------|--|----|-----|-----------------------|--------|
|                  |  | 施設 | 棟   |                       | 構成比    |
| 町民文化系施設          | 中央公民館、当新田公民館、北福崎公民館、亀須公民館、亀崎公民館、上吉公民館、南福崎公民館、豊田一色公民館、豊田公民館、高松公民館、天神公民館                                       | 11 | 11  | 6,171 m <sup>2</sup>  | 9.0%   |
| 社会教育系施設          | あいあいセンター、郷土資料館   | 2  | 3   | 5,011 m <sup>2</sup>  | 7.3%   |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 総合体育館、野球場管理棟、町民運動広場、町民プール  | 4  | 7   | 5,775 m <sup>2</sup>  | 8.5%   |
| 学校教育系施設          | 川越北小学校、川越南小学校、川越中学校、学校給食センター   | 4  | 36  | 23,132 m <sup>2</sup> | 33.9%  |
| 子育て支援施設          | 川越幼稚園、中部保育所、南部保育所、北部保育所、つばめ児童館、おひさま児童館   | 6  | 11  | 6,034 m <sup>2</sup>  | 8.8%   |
| 保健・福祉施設          | いきいきセンター、くろがね作業所   | 2  | 2   | 4,918 m <sup>2</sup>  | 7.2%   |
| 行政系施設            | 役場庁舎、北部多目的倉庫、第 1～10 分団消防車庫、旧機動隊車庫、旧第 2・9 分団消防車庫、豊田水防倉庫、高松水防倉庫、豊田一色水防倉庫、当新田水防倉庫、旧当新田水防倉庫、四日市市北消防署朝日川越分署       | 21 | 21  | 11,673 m <sup>2</sup> | 17.1%  |
| 公園               | 北部公園公衆トイレ  | 1  | 1   | 8 m <sup>2</sup>      | 0.0%   |
| その他              | 川越診療所所長住宅、川越診療所医師住宅、教員住宅、ふれあい広場、旧くろがね作業所、農業用ポンプ施設、元漁業協同組合、川越富洲原駅西口トイレ、川越富洲原駅西口シェルター、川越富洲原駅東口シェルター、川越富洲原駅自由通路 | 11 | 13  | 1,996 m <sup>2</sup>  | 2.9%   |
| 下水道施設            | 川越排水機場、湛水防除排水機場、里中排水機場   | 3  | 4   | 3,603 m <sup>2</sup>  | 5.3%   |
| 合 計              |  | 65 | 109 | 68,320 m <sup>2</sup> | 100.0% |

出典：川越町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）

平成 29 年度末現在、建物の大規模改修を行う目安とされる築 30 年以上を経過した建築物が、延床面積で見ると 24,855 ㎡で全体の 36.4%を占めています。また、間もなく 30 年を迎えつつある築 20 年から 29 年の建築物が 24.7%であり、老朽化が進行している状況にあります。

そのためこれらの施設の建替が今後一斉に押し寄せてくることが予測されることから、川越町公共施設等総合管理計画が定める基本方針に従い、適宜より効率的な維持管理方法の検討や長寿命化対策が必要となっています。

図 2-5 公共建築物の経過年数別延床面積



※小数点以下の端数処理により、比率の合計が100%にならない場合があります。

出典：川越町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）

### 川越町公共施設等総合管理計画が定める基本方針

- ① 損傷等が発生した後に修繕等を行う「事後保全型」から、機能保全や安全確保に支障となる劣化、損傷等を未然に防止するための改修等を行う「予防保全型管理」への転換や更新、大規模修繕等を含め、どの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを明確化し、施設等の L C C（ライフサイクルコスト）の抑制により、公共施設等の長寿命化と適切な維持管理によるコストの縮減を図る。
- ② 住民ニーズを的確に把握し、既存施設の複合化又は更新、再編による規模の縮小等、町全体の施設のバランスをとりながら、既に需要が低下している施設については、機能移転や廃止、解体等を視野に入れた検討を行う。また施設の廃止により発生する跡地については、まちづくりに活用する用地とすることを前提としながら、売却、貸付等についても検討し、公共施設等の適正配置・最適化を図る。
- ③ 既存施設の機能維持を重視しつつ、指定管理者制度の対象となる施設の検討や P F I / P P P 等の民間活力の導入を検討するとともに、施設の利用料金の適正化などによる維持管理及び運営手法の見直しを図る。

出典：川越町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）

## ②インフラの現況と課題

本町が管理するインフラ（道路、橋梁、上下水道）は、次のとおりとなっています。

表 2-4 インフラの現況（平成 29 年度(2017 年度)末現在）

| 種別        |         | 施設数等                |                       |
|-----------|---------|---------------------|-----------------------|
| 道路        | 一般道路    | 延長                  | 97,410m               |
|           |         | 面積                  | 539,871m <sup>2</sup> |
|           | 自転車歩行者道 | 延長                  | 6,113m                |
|           |         | 面積                  | 20,844m <sup>2</sup>  |
| 橋梁        | 本数      | 72橋                 |                       |
|           | 延長      | 747m                |                       |
|           | 面積      | 4,960m <sup>2</sup> |                       |
| 上水道施設（管路） |         | 延長                  | 106,321m              |
| 下水道施設（管路） |         | 延長                  | 92,952m               |

出典：川越町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）

インフラは、法定耐用年数を既に経過しているものや耐震化されていないものがある等の課題があります。また、町民の生命、生活に直結するものも多く、施設の総量の縮減は考えにくいいため、新規整備・改修・更新を計画的に行う必要があります。

## 2-2 川越町に影響を及ぼす大規模自然災害等

### (1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本計画で想定するリスクは、地震、津波、風水害（洪水・高潮）の大規模自然災害等を主な対象とします。ただし、災害の規模等を限定するものではありません。

一方、本町の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定がない災害については、過去の災害事例を参考としています。

### (2) 地震・津波により想定される被害

#### ① 既往の地震とその被害

過去に県全体に大きな被害を与えた地震

| 発生年              | マグニチュード | 地震名   | 特徴   |
|------------------|---------|-------|--|
| 宝永4年<br>(1707年)  | 8.6     | 宝永地震  | 南海トラフ沿いの巨大地震。尾鷲付近で、死者1,070人以上、家屋流失1,510棟。その他県内で、死者57人、負傷者73人、家屋全壊2,333棟、同流失601棟。 |
| 安政元年<br>(1854年)  | 8.4     | 安政地震  | 東海道沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家全壊・焼失約30,000棟、死者2,000~3,000人。               |
| 明治24年<br>(1891年) | 8.0     | 濃尾地震  | 北部を中心に被害。死者1人、負傷者17人、家屋全壊625棟。   |
| 昭和19年<br>(1944年) | 7.9     | 東南海地震 | 強い揺れ及び津波により被害。死者・行方不明者406人、負傷者607人、住家全壊1,826棟、同流失2,238棟。                         |
| 昭和21年<br>(1946年) | 8.0     | 南海地震  | 強い揺れ及び津波により被害。死者11人、負傷者35人、住家全壊65棟、同流失23棟。                                       |

出典：三重県地域防災計画添付資料

#### ② 南海トラフ地震により想定される被害

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本町に与える影響が極めて大きく、その発生確率や被害想定規模から、まず対策を講ずべき対象として考慮するものであります。

##### ア. 「過去地震最大クラス」

過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震であり、過去の南海トラフ地震における三重県内の震度分布を概ね再現すると考えられる強震断層モデルを用います。本町の地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定として位置付けられるものであります。

##### イ. 「理論上最大想定クラス」

国が、平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」であります。本町の地震・津波対策を検討するうえで、主として「命を守る」という観点で、補足的に参照するものであります。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであります。

##### ウ. 「三重県津波浸水想定」

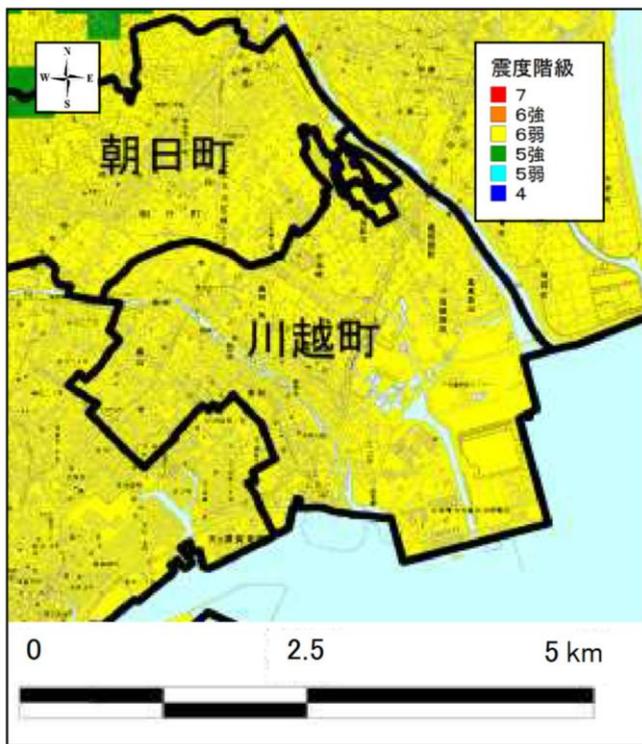
津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて平成27年3月31日に三重県が公表したものであり、ハザードマップ作成や津波防災地域づくりを

実施するための基礎となるものであります。発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波であります。

### ③ハザードの予測結果

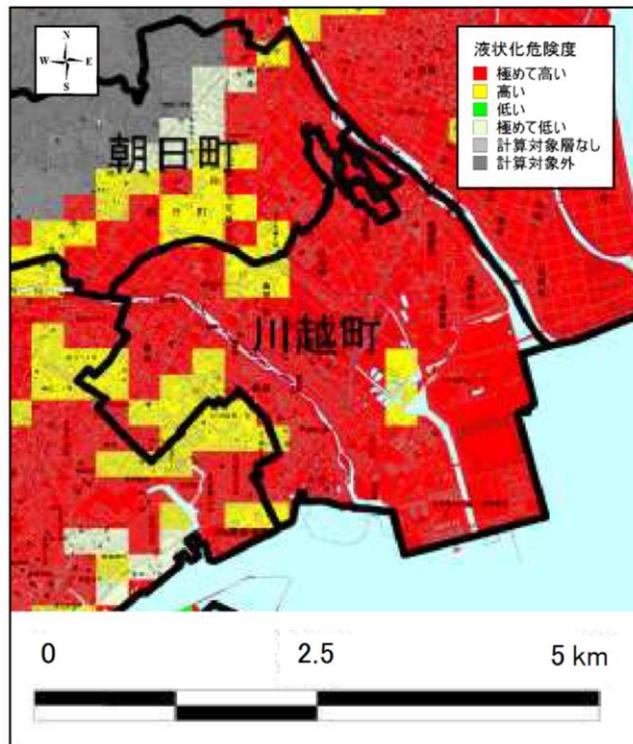
ア. 強振動予測結果（震度分布・液状化危険度）

図 2-6 震度分布



(過去地震最大クラス)

図 2-7 液状化危険度



(過去地震最大クラス)

出典：川越町地域防災計画(平成 31 年 3 月改訂)

イ. 想定地震における津波予測結果

図 2-8 津波浸水予測図



図 2-9 津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図



出典：川越町津波ハザードマップ（平成 29 年 12 月）

#### ④ リスクの予測結果

ア. 町全体で被害が最大となる条件下でのリスク予測結果

(ア) 建物被害（全壊・焼失棟数）

■条件：冬の夕方発災

| 区分  | 過去地震最大クラス | 理論上最大想定クラス（補足） |
|-----|-----------|----------------|
| 揺れ  | 約 80 棟    | 約 800 棟        |
| 液状化 | 約 200 棟   | 約 200 棟        |
| 津波  | 約 900 棟   | 約 1,200 棟      |
| 火災  | —         | 約 90 棟         |
| 合計  | 約 1,200 棟 | 約 2,300 棟      |

出典：川越町地域防災計画（平成 31 年 3 月改訂）

※端数処理のため、合計が各項目の和に一致しない。

(イ) 人的被害（死者数）

■条件：冬の深夜発災、津波からの早期避難率が低い場合

| 区分   | 過去地震最大クラス | 理論上最大想定クラス（補足） |
|------|-----------|----------------|
| 建物倒壊 | —         | 約 40 人         |
| 津波   | 約 90 人    | 約 300 人        |
| 火災   | —         | —              |
| 合計   | 約 100 人   | 約 400 人        |

出典：川越町地域防災計画(平成 31 年 3 月改訂)

※端数処理のため、合計が各項目の和に一致しない。

(ウ) ライフライン被害

■条件：発災 1 日後、冬の夕方以降発災

| 区分           | 過去地震最大クラス  |
|--------------|------------|
| 上水道（断水人口）    | 約 14,000 人 |
| 下水道（機能支障人口）  | 約 12,000 人 |
| 電力（停電件数）     | 約 7,300 件  |
| 固定電話（不通回線数）  | 約 1,600 件  |
| 携帯電話（停波基地局率） | 86%        |
| ガス（復旧対象戸数）   | —          |

出典：川越町地域防災計画(平成 31 年 3 月改訂)

(I) 避難者・帰宅困難者

■条件：冬の夕方発災

| 区分     | 過去地震最大クラス |            |
|--------|-----------|------------|
| 避難者数   | 発災 1 日後   | 約 12,000 人 |
|        | 発災 1 週間後  | 約 6,400 人  |
|        | 発災 1 か月後  | 約 12,000 人 |
| 帰宅困難者数 | 約 3,000 人 |            |

出典：川越町地域防災計画(平成 31 年 3 月改訂)

(オ) 災害廃棄物等

■条件：冬の夕方発災

| 区分        | 過去地震最大クラス     |
|-----------|---------------|
| 災害廃棄物等発生量 | 約 30～約 40 万 t |

出典：川越町地域防災計画(平成 31 年 3 月改訂)

④活断層で起きる地震により想定される被害

活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされています。大きな地震を発生させる活断層の存在については、そのすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

### (3) 豪雨・台風等による過去の被害と想定される被害

#### ① 既往の豪雨・台風とその被害

過去に本町や本町周辺に大きな被害を与えた豪雨・台風は、次のとおりになります。

| 発生年月日                       | 豪雨・台風   | 特徴   |
|-----------------------------|---------|--|
| 昭和 34 年<br>9 月 26 日         | 伊勢湾台風   | <p>マリアナ諸島の東海上で発生した台風 15 号は、26 日に和歌山県潮岬に上陸。三重県を縦断し、富山湾へと抜ける進路を取った。最大瞬間風速は、55.3m/s を観測し、台風による犠牲者は 5,098 名にもものぼった。特に伊勢湾周辺、とりわけ湾奥部の臨海低平地に未曾有の大災害を引き起こしたため、伊勢湾台風と命名された。</p> <p>川越町においても、死者及び行方不明者 174 名、全半壊家屋 1,195 戸(流出家屋 163 戸)、罹災戸数 1,513 戸(総戸数 1,607 戸)、罹災人口 7,322 人(総人口 8,007 人)。高潮が押し寄せ、当時最新といわれた高さ 5.5m の万年堤防(海岸堤防)や河川堤防が決壊。亀崎地区をはじめ町全体が大きな被害を被った。</p> |
| 昭和 51 年<br>9 月 8 日<br>～13 日 | 台風 17 号 | <p>前線が日本海から紀伊半島まで南下し、強い雨雲が三重県付近に停滞した結果、9 日明け方には北中部を中心として、朝から昼にかけては南部に豪雨をもたらした。その後、九州南西海上に停滞し、東海地方に記録的な降雨をもたらし、揖斐川、長良川をはじめ、県内の中小河川は次々と警戒水位を超える状態となった。特に、飯南郡、多気郡では豪雨となり、飯高町では 3 地区が一時孤立した。</p> <p>本町においても床上浸水家屋 55 戸、床下浸水 266 戸の被害を被った。</p>  |
| 平成 12 年<br>9 月 11 日         | 東海豪雨    | <p>南海上の台風第 14 号や日本海の前線の影響で南から暖かく湿った空気が入り、大気の状態が不安定となって、県内各地で豪雨となった。</p>  |
| 平成 28 年<br>9 月 20 日         | 16 号台風  | <p>9 月 20 日に大隅半島に上陸後、西日本を東北東に進み、和歌山県に上陸した。その後、三重県を通過し東海道沖で温帯低気圧に変わった。</p> <p>前線や台風の影響で、三重県で大雨となり、人的被害、浸水害及び土砂災害などの被害が発生し、交通機関やライフラインにも大きな影響があった。</p>   |

出典：三重県地域防災計画添付資料

## ②豪雨・台風により想定される被害

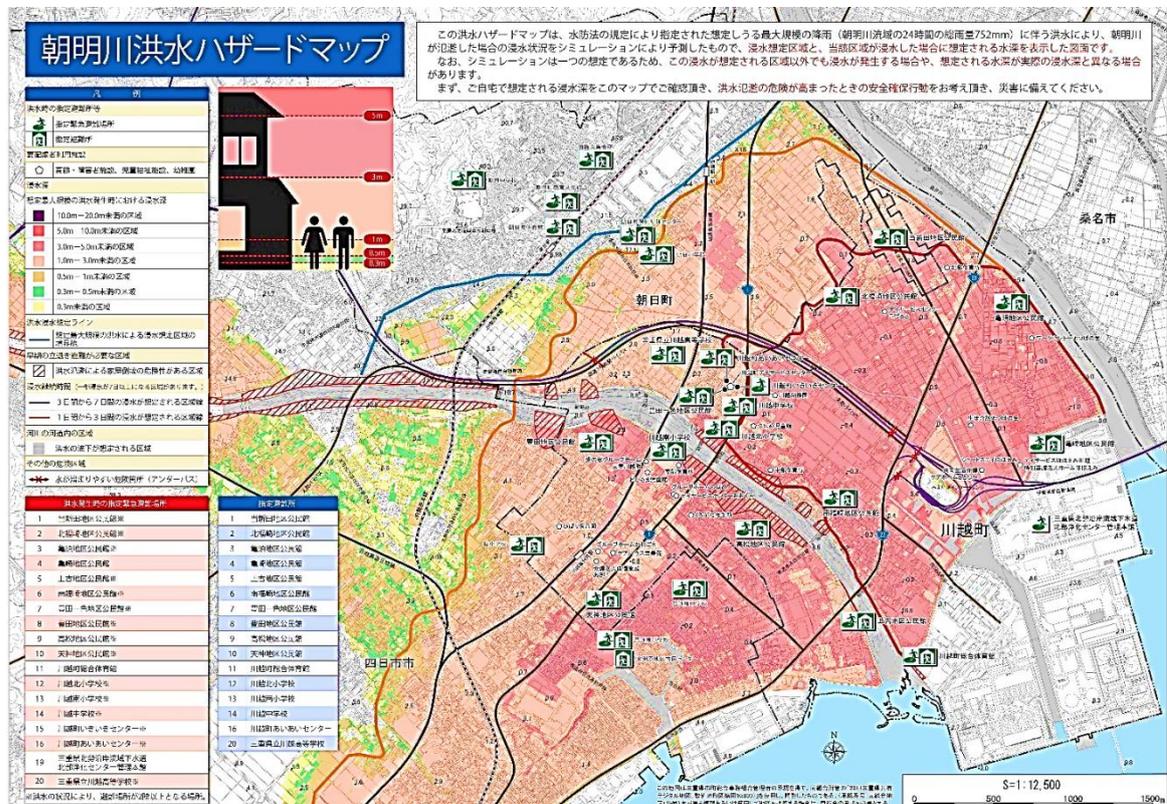
近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方が局地化・集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されています。

### ア. 河川の氾濫により想定される被害

本町では、三重県が管理する朝明川、員弁川が水位周知河川に指定されています。

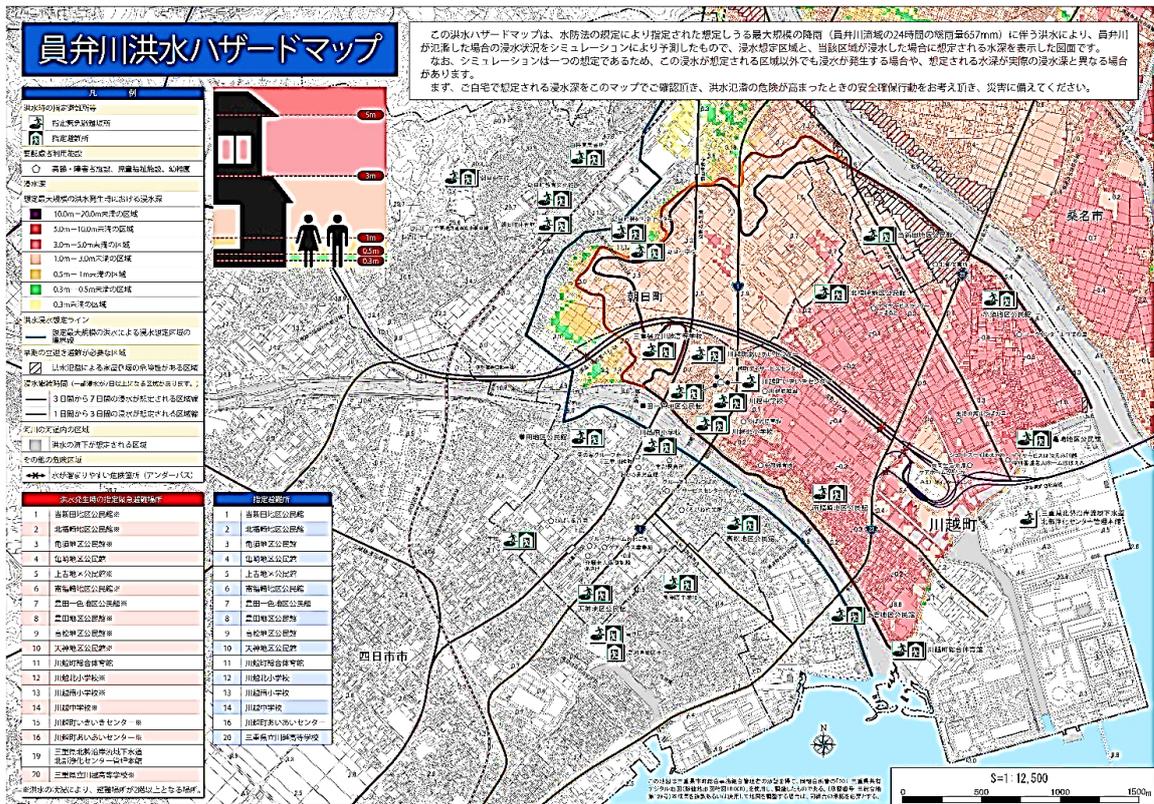
それぞれの河川について、想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深は、次のとおりであります。

図 2-10 朝明川 洪水ハザードマップ



出典：川越町洪水ハザードマップ（平成 29 年 12 月）

図 2-11 員弁川 洪水ハザードマップ



出典：川越町洪水ハザードマップ（平成 29 年 12 月）

## イ. 高潮により想定される被害

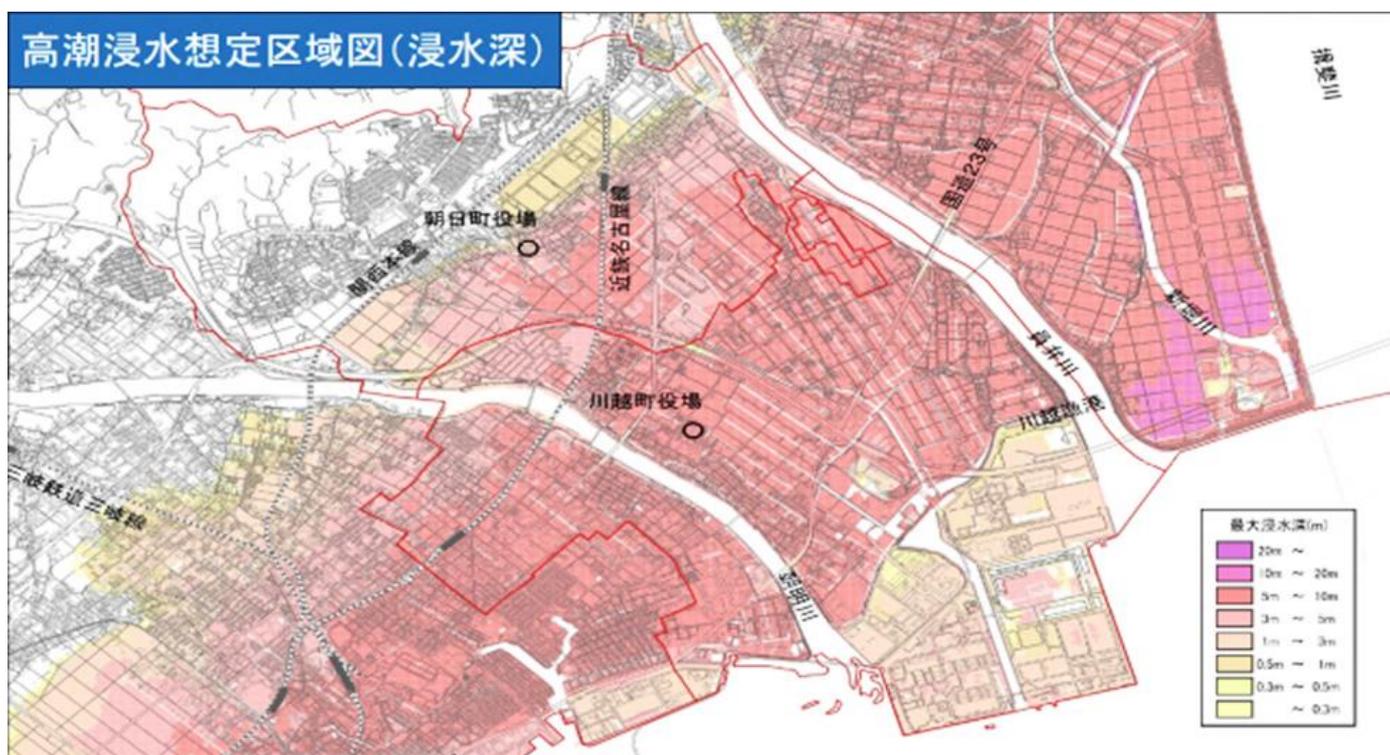
台風や発達した低気圧が通過する際、海水面（潮位）が大きく上昇することがあり、これを「高潮」といいます。高潮は、主に「気圧低下による吸い上げ効果」と「風による吹き寄せ効果」が原因となって起こり、満潮と高潮が重なると潮位は一層上昇して、大災害の発生につながるおそれがあります。

近年、洪水のほか内水、高潮等により現在の想定を超える浸水被害が多発していることから、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制の充実・強化を図るために、平成 27 年 5 月に水防法が一部改正されました。

この法律において、都道府県が高潮により相当な被害が生ずるおそれがある海岸において、想定し得る最大規模の高潮が発生した場合の、高潮浸水想定区域を公表する制度が創設されています。

次の図は、高潮浸水シミュレーションによる川越町周辺における最大浸水深を表したものです。

図 2-12 高潮浸水想定区域図（浸水深）



出典：三重県高潮浸水想定区域図（令和2年8月公表）

#### (4) 感染症等の拡大

令和元年末に中国で最初の症例が発見された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界に拡散し、世界中の人々を震撼させました。生命に関わる感染症は、人類の脅威となります。

国は、令和2年4月に7都府県（のちに全都道府県）を対象に緊急事態宣言を発出し、全国民に外出自粛を要請しました。併せて多くの市町村においても対策本部が設置され、市町村内での感染拡大防止、広域医療体制の整備、薬品、防疫資材及び防護資材の確保・配給等の緊急対応に追われました。

翌5月には緊急事態宣言が解除され、6月には県境をまたぐ移動制限が解除されたものの、12月には東京都内で、新型コロナウイルスの感染者が1,000人を超え、感染の急速な拡大に歯止めがかからない状況にあるため、「Go To トラベル」を一時停止し、令和3年1月に再び11都府県に緊急事態宣言が発出されることとなりました。

令和3年3月現在、依然として感染症は消滅していませんが、国は令和3年2月に外国の製薬会社が開発した新型コロナウイルスのワクチンにおいて、安全性や有効性などが確認されたとして、正式に承認をしました。

国は、外国の製薬会社と年内に7,200万人分の供給を受ける契約を結んでおり、順次、高齢者などへ接種を進めていくことが明らかとなっているため、新型コロナウイルス感染者の減少が期待されています。

## 第3章 川越町の強靱化に向けた基本的な考え方

### 3-1 めざすべき将来の地域の姿

第7次川越町総合計画に掲げるめざすべき将来の地域の姿の実現が災害等によって頓挫しないように強靱化を進めていきます。危機に打ち勝ち、その結果として将来に明るい夢や希望を持てる地域をめざします。

### 3-2 川越町の強靱化の基本目標

本町の国土強靱化地域計画において、基本計画や三重県国土強靱化地域計画に掲げる基本目標との調和を図り、次の4つの基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 3-3 川越町の強靱化を進めるうえでの留意事項

本町の基本目標を実現するため、国・県の計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に次の事項に留意し対策を進めます。

#### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ア 町内それぞれの地域における特性を考慮し、問題点に対応・解決する取組を推進する一方、魅力や特徴をより一層高めることで、多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持ちます。
- イ 本町の強靱化に向け、町民をはじめ、国、県、近隣自治体、関連事業者、地域団体、NPOやボランティア等の活動団体等が、相互の連携を意識して取り組む体制を構築します。
- ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応します。
- エ 人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図ります。

#### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

- ア 過去の被災の歴史から得られた教訓をはじめ、本町における強靱化の推進に係る知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図ります。
- イ 大学、民間事業者、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図ります。また、PPP/PFI等を活用した民間事業者との連携による防災基盤の整備や老朽化対策等の推進を検討します。
- ウ 想定される被害や地域の特性等に対応できるよう、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的な取組を進めます。

- 工 県や近隣自治体と本計画に基づく施策の推進状況を共有し、必要に応じて連携を図るとともに、短期から長期までの時間管理概念を持った計画的な取組を推進します。
- オ 本計画に基づく事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性じょうちようせいの確保についても考慮した取組を進めます。
- カ 本計画の推進により非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、強靱化に資する施設や取組が平時に持つ意味を考慮しつつ、中長期的な視点で見た場合に本町において持続可能な地域の成長・活性化に結び付く対策となるように工夫します。
- キ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。

## 第4章 川越町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

### 4-1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画や三重県国土強靱化地域計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」をもとに、本町に影響を及ぼす大規模自然災害等の想定や事例を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しています。

| 基本目標                        | 事前に備えるべき目標   | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                                 |
|-----------------------------|--|--|
| 1 人命の保護が最大限図られること           | 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる（直接死を最大限防ぐ）                   | 1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生                 |
|                             |  | 1-2 大規模火災による多数の死傷者の発生                                  |
| 2 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生                                 |
|                             |  | 1-4 突発的又は長期的な町域の浸水による多数の死傷者の発生                         |
| 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化      | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 1-5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生                                |
|                             |  | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止             |
| 4 迅速な復旧復興                   | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する                               | 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                    |
|                             |  | 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶                         |
|                             | 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                      | 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱                           |
|                             |  | 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺             |
|                             |  | 2-6 被災地における感染症等の大規模発生                                  |
|                             |  | 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生          |
|                             |  | 2-8 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態             |
|                             |  | 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化                            |
|                             |  | 3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                             |
|                             |  | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                          |
|                             |  | 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |

| 基本目標   | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                        |
|--|------------|---|
| 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない                                   |            | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下                   |
|  |            | 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響   |
|  |            | 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等                         |
|  |            | 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響         |
|  |            | 5-5 食料等の安定供給の停滞                               |
| 6 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に回復させる |            | 6-1 ライフライン（電気・ガス）の長期間にわたる機能停止                 |
|  |            | 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止                          |
|  |            | 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止                       |
|  |            | 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止                        |
|  |            | 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全                        |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない  |            | 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生             |
|  |            | 7-2 臨海部の複合災害の発生                               |
|  |            | 7-3 沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺                        |
|  |            | 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大                     |
|  |            | 7-5 農地等の被害による町土の荒廃                            |
| 8 大規模自然災害発生後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                    |            | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態          |
|  |            | 8-2 復旧・復興を担う人材の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態           |
|  |            | 8-3 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態       |
|  |            | 8-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態             |
|  |            | 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 |

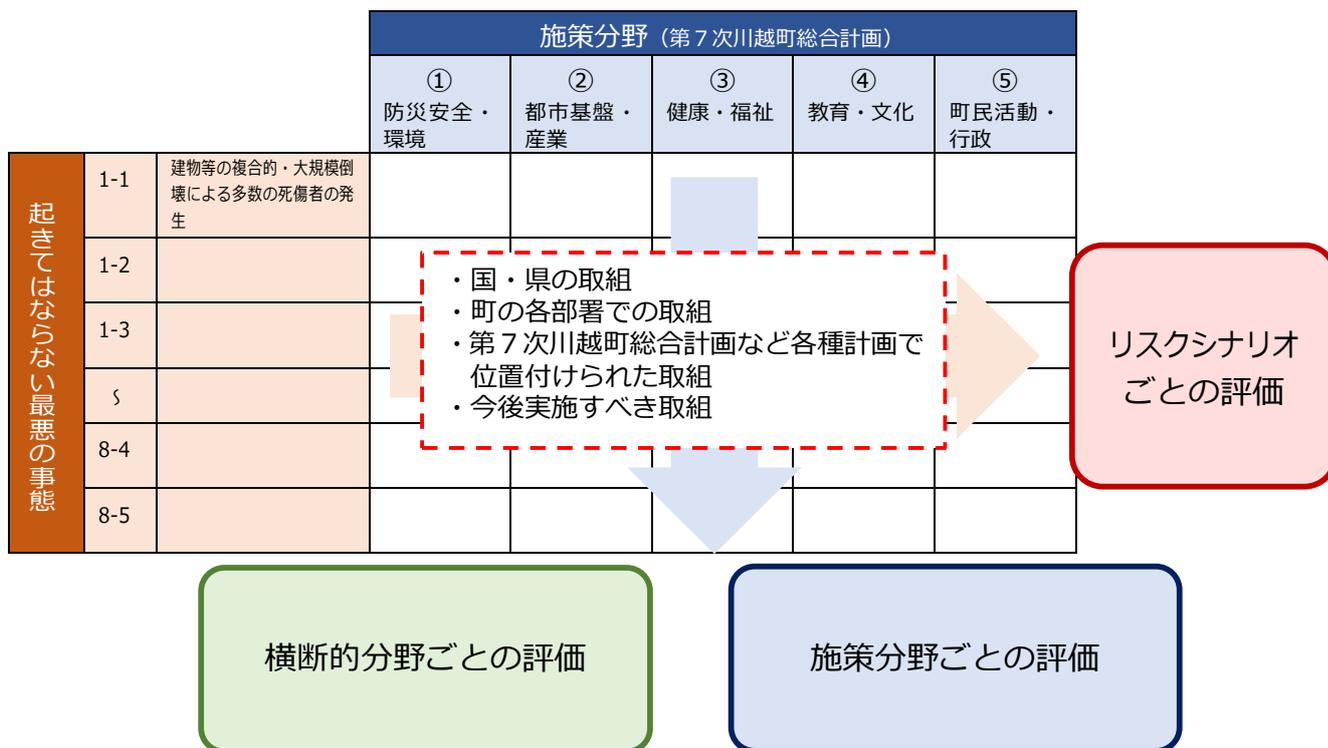
## 4-2 脆弱性評価の実施手順と結果

本町の基本目標を実現するため、国・県の計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に次の事項に留意し対策を進めます。

### (1) 脆弱性評価の実施手順

脆弱性の評価にあたっては、基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図るうえで必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考にしています。

国・県の取組状況の把握に加え、「第7次川越町総合計画」をはじめとする各種関連計画などをもち、本町の脆弱性を総合的に評価しています。



### (2) 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとに評価を実施した結果、次章に掲げる推進方針に基づき、施策を実施する必要があることが明らかとなりました。なお、国・県などの取組等についても必要に応じて対象に含め分析を行っています。

## 第5章 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、本町を強靱化するために、実施されるべき施策の推進方針と個別具体的施策の例を、リスクシナリオごとの脆弱性<sup>ぜいじやくせい</sup>評価結果を踏まえて、次のとおり示します。

ここでのリスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに主な重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）を選定し、活用します。

なお、「川越町総合計画・実施計画書」や「国土強靱化予算の「重点化」、「要件化」、「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進に位置づけられる施策については、優先的に取り組む個別具体的施策として、“川越町国土強靱化地域計画別表”に明記します。

### （1）大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる（直接死を最大限防ぐ）

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 1-1           | 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生  |  |
| ①住宅・建築物等の耐震化等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○木造住宅の耐震診断を推進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事費用の一部を助成する。さらに、不特定多数の者が利用する物販店舗について、県と連携して、耐震化を進める。</li> <li>○大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検と安全対策等を推進する。</li> </ul> |  |
| ②空家対策の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害発生時に空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、「川越町空家等対策計画」に基づき、所有者等に対し適正管理を促すとともに、空家の状況に応じて利活用や除却を推進するなど総合的な空家対策を実施する。</li> </ul>  |  |
| ③学校施設の長寿命化等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校については、「川越町公共施設個別施設計画」に基づき、長寿命化対策とあわせて外壁等の非構造部材の耐震対策と建替えを進める。</li> <li>○計画的な学校設備の更新を進めるなかで、各設備の定期的な検査や学校施設の日常点検、定期安全点検を確実に実施、児童生徒の安全確保に取り組む。</li> </ul>        |  |
| ④沿道構造物の倒壊防止等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○県と連携し、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等を推進する。</li> </ul>  |  |
| ⑤避難路等の保全及び整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止等について推進する。</li> <li>○災害時等において、迅速かつ円滑な避難ができるように、避難計画を策定し、避難路等の指定や整備を進める。</li> </ul>                    |  |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| ⑥ 避難場所等となる<br>オープンスペース<br>の確保 | ○大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備と公園施設の適切な長寿命化対策を進める。   |
| ⑦ 災害対応機関等の<br>対応能力向上          | ○救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力の向上を図る。<br>○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関との実践的な訓練の実施、相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。 |
| ⑧ 継続的な防災訓練<br>や防災教育等の推<br>進   | ○家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自治会組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。   |
| ⑨ 町民による自発的<br>な防災活動の促進        | ○災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する。  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標              | 数 値  |              | 下記施策番号 |
|-------------------|------|--------------|--------|
|                   | 現状値  | 目標値(2025年度末) |        |
| 耐震補強件数<br>(除却含む。) | 56 件 | 106 件        | 1      |
| ブロック塀等除却件数        | 11 件 | 61 件         | 2      |
| 特定空家件数            | 0 件  | 0 件          | 3      |
| 空家の実態把握<br>(再調査)  | —    | 完了・把握        | 3      |
| 中学校整備事業進捗度        | 0%   | 75%          | 4      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施 策 名           | 担当課名                    | 推進方針番号 |
|----|-----------------|-------------------------|--------|
| 1  | 住宅・建築物等の耐震化等    | 産業建設課<br>生涯学習課          | ①      |
| 2  | 沿道構造物（ブロック塀）等除却 | 産業建設課                   | ①・④    |
| 3  | 空家対策の推進         | 安全環境課<br>産業建設課<br>企画情報課 | ②      |
| 4  | 中学校の整備          | 学校教育課                   | ③      |
| 5  | 自主防災組織の強化       | 安全環境課                   | ⑧      |
| 6  | 防災教育の推進         | 学校教育課                   | ⑧      |

| 1-2 大規模火災による多数の死傷者の発生   |  |
|-------------------------|--|
| ① 民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者等との給水活動等についての協定の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。</li> <li>○地震発生時に、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路等の防災施設を、地域特性に応じて整備することを推進する。</li> </ul>   |
| ② 災害対応機関等の対応能力向上        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○町民参加による防災力の向上と防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、大規模火災等にも対応できるような避難訓練など実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力の向上を図る。</li> <li>○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関との実践的な訓練の実施、相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。</li> </ul> |
| ③ 常備消防・消防団の充実強化         | ○四日市市消防と連携して、消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制、救急搬送体制を確保し、常備消防の充実強化を促進する。また、大規模火災時には常備消防のみでは対応が困難なことも想定し、消防団の充実強化を推進する。   |
| ④ 狭あい道路の解消促進            | ○大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、狭あい道路の拡幅整備等を進める。  |
| ⑤ 消防水利の整備等              | ○消防水利を充足させるため、消火栓の計画的な整備を進めるとともに、適正な維持管理を図る。   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標              | 数 値   |              | 下記施策番号 |
|-------------------|-------|--------------|--------|
|                   | 現状値   | 目標値(2025年度末) |        |
| 消防団条例定数の充足率       | 97.5% | 100%         | 1      |
| 市街化区域における消防水利の包含率 | 100%  | 維持           | 3      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名           | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|---------------|-------|--------|
| 1  | 消防団の充実強化      | 安全環境課 | ③      |
| 2  | 道路後退用地整備事業の促進 | 産業建設課 | ④      |
| 3  | 消防水利施設の整備     | 安全環境課 | ⑤      |

| 1-3 | 大規模津波等による多数の死傷者の発生       |  |
|-----|--------------------------|--|
|     | ①大規模災害を考慮した都市づくり         | ○「川越町都市マスタープラン」に示す、想定される地震津波洪水高潮災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方にに基づき、都市防災に係る施策を推進する。   |
|     | ②津波防災地域づくり、適切な情報提供等      | ○津波避難計画の普及・作成を進めるとともに、町民の迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施する。また、津波からの適切な避難場所の確保や避難所の機能強化を図るとともに、必要な資機材を整備する。<br>○災害対策本部の初動対応に活用するため、関係機関に情報提供するとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に更新し、維持管理を行う。<br>○町民の迅速な避難行動を促進するため、町ホームページやメール、SNS、AI など、情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの整備に取り組む。 |
|     | ③ハザードマップの周知・啓発           | ○町民の自助的な取り組みと共助への参画を促進するため、各種ハザードマップの周知と啓発を行う。   |
|     | ④防災教育の推進                 | ○小中学校の児童生徒を対象に防災教育を実施するとともに、保育所（園）や幼稚園においても、災害時を想定した避難訓練を実施する。   |
|     | ⑤河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全   | ○津波等による被害軽減を図るため、河川・海岸堤防の整備、地震・津波・高潮対策や機能保全を県に働きかける。   |
|     | ⑥石油タンクの漂流防止対策            | ○大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生させるおそれがあるため、県と連携し、石油タンクの漂流防止対策を推進する。   |
|     | ⑦避難路等の保全及び整備             | ○避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止等について推進する。<br>○大規模津波が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難ができるように、避難計画を策定し、避難路等の指定や整備を進める。  |
|     | ⑧防潮扉の常時閉鎖、陸閘等の自動化、遠隔操作化等 | ○津波による被害を軽減するため、津波浸水想定区域内における防潮扉の常時閉鎖や陸閘の開閉操作の自動化、遠隔操作化の整備を県に働きかける。  |
|     | ⑨住宅・建築物等の耐震化             | ○住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないため、住宅・建築物の耐震化や耐震性のない建築物の除却を進める。  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| ⑩ さまざまな状況における避難方法の確立 | ○さまざまな状況下にいる者を想定した避難方法を確立する。  |
| ⑪ 孤立・漂流者対策           | ○逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救うため、自衛隊や海上保安庁等に速やかに救助要請を行えるよう、県や救助機関との連携強化を図る。  |
| ⑫ 災害対応機関等の対応能力向上     | ○町民参加による防災力の向上と防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、大規模津波を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。<br>○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関との実践的な訓練の実施、相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。 |
| ⑬ 広域的な連携体制の構築        | ○災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模津波発生時の応急体制を強化するとともに、県や近隣市町と応援・受援などの連携を強化する。   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標           | 数 値   |              | 下記施策番号 |
|----------------|-------|--------------|--------|
|                | 現状値   | 目標値(2025年度末) |        |
| 津波避難施設数        | 2 施設  | 4 施設         | 1      |
| 防災教育の推進        | 年 1 回 | 年 1 回以上      | 4      |
| 朝明川河川堤防強化工事整備率 | 32.4% | 現状値以上        | 6      |
| 員弁川河川堤防強化工事整備率 | 18.5% | 現状値以上        | 6      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施 策 名                 | 担当課名            | 推進方針番号 |
|----|-----------------------|-----------------|--------|
| 1  | 津波避難施設の整備             | 安全環境課           | ②      |
| 2  | 北部保育所における避難施設の整備      | 子ども家庭課          | ②      |
| 3  | 津波ハザードマップの周知          | 安全環境課           | ③      |
| 4  | 防災教育の推進               | 学校教育課<br>子ども家庭課 | ④      |
| 5  | 避難訓練の実施               | 学校教育課<br>子ども家庭課 | ④      |
| 6  | 河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全 | 産業建設課           | ⑤      |

| 1-4 | 突発的又は長期的な町域の浸水による多数の死傷者の発生 |   |
|-----|----------------------------|---|
|     | ①河川の整備及び堆積土砂の撤去            | ○河道掘削や雑木の撤去、堤防、護岸等の整備・機能強化等の対策等を県に働きかける。  |
|     | ②河川・海岸施設の点検と対策             | ○河川・海岸・施設を常時良好な状態に保つために、県に施設の点検と、施設の異常に対する対策措置を働きかける。   |
|     | ③排水施設の計画的・効率的な維持・保全        | ○川越排水機場等について、「ストックマネジメント計画」に基づき、計画的・効率的に整備・改修を進める。<br>○雨水幹線施設について、計画的に改修を進める。   |
|     | ④高潮ハザードマップの作成              | ○県が公表した高潮浸水想定区域図に基づき、高潮ハザードマップを作成する。  |
|     | ⑤ハザードマップの周知・啓発             | ○町民の自発的な取り組みと共助への参画を促進するため、各種ハザードマップの周知と啓発を行う。  |
|     | ⑥町民による自発的な防災活動の促進          | ○身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画の策定を進める。   |
|     | ⑦情報収集手段及び情報伝達手段の多様化・確実化    | ○災害発生時に被災状況を迅速かつ確実に収集するため、災害情報の収集機能強化に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に更新し、維持管理を行う。<br>○町民の迅速な避難行動を促進するため、町ホームページやメール、SNS、AI など、情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの整備に取り組む。             |
|     | ⑧災害対応機関等の対応能力向上            | ○町民参加による防災力の向上と防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、大規模津波を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。<br>○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関との実践的な訓練の実施、相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。 |
|     | ⑨総合的な治水対策の推進               | ○「水防災意識社会の再構築」に向けて、引き続きハード・ソフト対策を一体的・計画的に進めるとともに、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が連携・協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する。   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標              | 数 値    |              | 下記施策番号 |
|-------------------|--------|--------------|--------|
|                   | 現状値    | 目標値(2025年度末) |        |
| 川越排水機場の適正な維持管理    | 維持     | 維持           | 2      |
| 高潮ハザードマップの作成      | —      | 完了           | 3      |
| 自主防災組織による防災訓練実施回数 | 年 10 回 | 年 20 回以上     | 4      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名          | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|--------------|-------|--------|
| 1  | 河川堆積土砂の撤去    | 産業建設課 | ①      |
| 2  | 川越排水機場の改修    | 上下水道課 | ③      |
| 3  | 高潮ハザードマップの作成 | 安全環境課 | ④      |
| 4  | 高潮ハザードマップの周知 | 安全環境課 | ⑤      |
| 5  | 自主防災組織の強化    | 安全環境課 | ⑥      |

| 1-5                     | 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生   |  |
|-------------------------|---|--|
| ①情報収集手段及び情報伝達手段の多様化・確実化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部活動を情報面から支援する情報収集手段の強化に取り組むとともに、映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制や公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制を確保する。</li> <li>○非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に更新し、維持管理を行う。また、町ホームページやメール、SNS、AI など、情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの整備や「風水害タイムライン」に基づく情報の伝達に取り組む。</li> </ul> |  |
| ②災害対策本部における体制の確保・強化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○川越町職員災害時等初動マニュアル等について検証を行い、避難行動の遅れなどによる人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。</li> </ul>  |  |
| ③交通渋滞の回避                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。</li> </ul>   |  |
| ④避難誘導體制の確立              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速な避難行動につながるよう、指定緊急避難場所の周知や確保、避難行動要支援者制度を推進する。</li> </ul>   |  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標             | 数 値     |              | 下記施策番号 |
|------------------|---------|--------------|--------|
|                  | 現状値     | 目標値(2025年度末) |        |
| 防災行政無線個別受信機貸与台数  | 2,720 台 | 2,850 台      | 1      |
| 防災行政無線操作卓更新      | —       | 更新           | 2      |
| 住民向けメール配信登録者数    | 2,298 人 | 3,100 人      | 3      |
| 避難行動要支援者個別計作成地区数 | —       | 5 地区         | 6      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施 策 名          | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|----------------|-------|--------|
| 1  | 防災行政無線個別受信機の貸与 | 企画情報課 | ①      |
| 2  | 防災行政無線操作卓の更新   | 企画情報課 | ①      |
| 3  | 住民向けメール配信      | 企画情報課 | ①      |
| 4  | 町ホームページのリニューアル | 企画情報課 | ①      |
| 5  | 災害対策本部設置運営訓練   | 安全環境課 | ②      |
| 6  | 避難行動要支援者登録事業   | 福祉課   | ④      |

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 2-1                             | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止  |
| ①物資輸送ルート（陸路・空路）の確保              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、高規格幹線道路や直轄国道の整備を県と連携して国に働きかける。また、緊急輸送道路等を確保するため、橋梁の耐震化を推進する。</li> <li>○高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を国や県に働きかける。</li> <li>○陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するため、ヘリコプターの離着陸場所を良好な状態に保つなど、緊急輸送体制を維持する。</li> </ul> |
| ②迅速な道路啓開の態勢整備                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国、県、町内建設企業等と連携し、迅速な道路啓開の態勢を整備する。</li> </ul>   |
| ③水道施設の耐震化等                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める。</li> <li>○「日本水道協会中部支部災害時相互応援に関する協定」等に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。</li> </ul>  |
| ④燃料の備蓄の促進                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や川越診療所において、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。</li> <li>○災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核SS）の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の締結を進める。</li> </ul>   |
| ⑤民間物流施設等の災害対応力の強化               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。</li> </ul>  |
| ⑥各家庭における備蓄量の確保                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を促進する。</li> </ul>  |
| ⑦県、近隣市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、連携強化を図るとともに、物資を受入れ、被災者の支援を効果的に行うために「受援計画」を策定し、その実効性を高める。また、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を図る。</li> </ul>   |

|          |  |
|----------|--|
| ⑧交通渋滞の回避 | <p>○交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を図る。</p> <p>○通行止めなどの交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促す。通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AIカメラやデジタルサイネージ等、新たなICTの活用を推進する。</p> |
|----------|--|

(主な重要業績指標)

| 取組指標    | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|---------|-----|--------------|--------|
|         | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 受援計画の作成 | —   | 完了           | 6      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名            | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|----------------|-------|--------|
| 1  | 橋梁長寿命化の推進      | 産業建設課 | ①      |
| 2  | 道路啓開態勢の整備      | 産業建設課 | ②      |
| 3  | 応急給水対策の推進      | 上下水道課 | ③      |
| 4  | 住民による備蓄の促進     | 安全環境課 | ⑥      |
| 5  | 広域的な連携体制の構築    | 安全環境課 | ⑦      |
| 6  | 物資受援供給に係る体制の整備 | 安全環境課 | ⑦      |

| 2-2        | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足   |  |
|------------|---|--|
| ①災害対応能力の向上 | ○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備人材の確保により災害対応能力を向上させる。         |  |
| ②常備消防の充実強化 | ○四日市市消防と連携して、消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制と救急搬送体制を確保し、常備消防の充実強化を促進する。  |  |
| ③災害医療の体制整備 | ○発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制や災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮される体制を整備する。また、DMAT（災害派遣医療チーム）との連携強化を図る。 |  |

|                  |   |
|------------------|---|
| ④ 消防団員等の人材育成     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○四日市市消防と連携し、災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。また、大規模火災時には、常備消防のみでは対応が困難なことも想定し、消防団の充実強化を推進する。</li> <li>○自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する。</li> </ul> |
| ⑤ 合同訓練等の実施       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民参加による防災力の向上と防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力の向上を図る。</li> </ul>  |
| ⑥ 情報通信機能の耐災害性の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、現在県との間で定めている「非常通信ルート」を毎年度確認し、情報通信機能の耐災害性を強化する。</li> </ul>   |
| ⑦ 広域連携の強化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる防災拠点の整備・機能強化に取り組む。</li> <li>○災害時の支援等に係る協定の活用、県、市町、関係機関との訓練を通じた連携強化を進める。</li> </ul>   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標        | 数 値   |              | 下記施策番号 |
|-------------|-------|--------------|--------|
|             | 現状値   | 目標値(2025年度末) |        |
| 総合防災訓練の実施回数 | 4年に1回 | 2年に1回        | 1・2・5  |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名               | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|-------------------|-------|--------|
| 1  | 自衛隊との連携強化         | 安全環境課 | ①      |
| 2  | 常備消防委託            | 安全環境課 | ②      |
| 3  | 災害医療に関する情報伝達の強化   | 健康推進課 | ③      |
| 4  | 消防団の装備充実          | 安全環境課 | ④      |
| 5  | 住民・防災関係機関による訓練の推進 | 安全環境課 | ⑤      |

|                |   |  |  |
|----------------|---|--|--|
| 2-3            | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶  |  |  |
| ① 災害時の石油類燃料の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結を進める。</li> <li>○災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所(中核SS)の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の締結を進める。</li> </ul> |  |  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| ②町の災害拠点病院での電源確保 | ○川越診療所が機能停止とならないよう、非常用発電装置等により電源の確保に努める。                                |
| ③インフラの整備・保全     | ○エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や洪水・津波・高潮・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。 |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                 | 数 値  |              | 下記施策番号 |
|----------------------|------|--------------|--------|
|                      | 現状値  | 目標値(2025年度末) |        |
| 石油燃料供給協定の締結数         | 1 協定 | 2 協定以上       | 1      |
| いきいきセンター非常用自家発電設備の更新 | —    | 完了           | 2      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名                  | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|----------------------|-------|--------|
| 1  | 石油燃料供給の確保            | 安全環境課 | ①      |
| 2  | いきいきセンター非常用自家発電設備の更新 | 健康推進課 | ②      |

| 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱 |   |
|------------------------------|---|
| ①一時滞在施設等の確保                  | ○沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。 |
| ②インフラの整備・保全                  | ○帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や洪水・津波・高潮・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。  |
| ③交通渋滞の回避                     | ○通行止めなどの交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促し、交通渋滞を緩和する。                                       |
| ④一斉帰宅に伴う混乱の回避                | ○鉄道・バスの運行、道路交通の現状と見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次、的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。      |

|   |   |
|---|---|
| ⑤Wi-Fi スポットなど<br>帰宅困難者が情報<br>を得られる環境の<br>整備 | ○大規模災害時に交通拠点において、防災情報が取得できるよう<br>Wi-Fi 環境を整備する。 |
|---|---|

(主な重要業績指標)

| 取組指標                       | 数 値 |               | 下記施策番号 |
|----------------------------|-----|---------------|--------|
|                            | 現状値 | 目標値(2025 年度末) |        |
| 公衆無線LAN環境が整<br>っている公共交通拠点数 | —   | 1 箇所          | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施 策 名               | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|---------------------|-------|--------|
| 1  | 川越富洲原駅前広場の公衆無線LAN整備 | 企画情報課 | ⑤      |

| 2-5                    | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺   |  |  |
|------------------------|---|--|--|
| ①適切な医療機能の<br>提供        | ○川越診療所が機能不全に陥らないように、電源や水、医薬品等<br>について、十分検討し、平常時から確保するとともに、確保でき<br>る体制を整備する。<br>○災害時においても川越診療所が継続して医療を提供できるよ<br>う、災害対応マニュアルを整備し、訓練を実施する。                 |  |  |
| ②インフラの着実な<br>整備・保全     | ○災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が<br>確保されるよう、橋梁耐震化を引き続き推進するとともに、迅速<br>に道路啓開を展開できるよう、関係機関との体制を整備する。<br>○緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路の整備推進など、事<br>業化区間の早期供用を国や県に働きかける。 |  |  |
| ③交通渋滞の回避               | ○交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、<br>関係機関が連携した通行可否情報の収集等を行うとともに、必<br>要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失せ<br>ず提供する。  |  |  |
| ④医療リソースの需<br>要軽減       | ○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による<br>応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽<br>減する。   |  |  |
| ⑤負傷者の搬送先の<br>確保        | ○多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることが<br>できるよう、重症度に応じた搬送先を確保するため災害拠点病<br>院をはじめとした医療機関との連携体制を強化する。   |  |  |
| ⑥被災時の適切な活<br>動体制の整備・人材 | ○県と連携し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整<br>業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた   |  |  |

|    |  |
|----|--|
| 育成 | 資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。 |
|----|--|

(主な重要業績指標)

| 取組指標                   | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|------------------------|-----|--------------|--------|
|                        | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 災害時の医療器具及び医薬品等の備蓄      | 維持  | 維持           | 1      |
| 災害時対応医療マニュアルの作成        | 作成中 | 完了           | 2      |
| 救護所体制整備のための関係機関との連絡会議等 | 年2回 | 維持           | 3      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名            | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|----------------|-------|--------|
| 1  | 医薬品等の確保        | 川越診療所 | ①      |
| 2  | 医療体制の確保        | 川越診療所 | ①      |
| 3  | 災害医療に関する情報伝達訓練 | 健康推進課 | ⑥      |

| 2-6                       | 被災地における感染症等の大規模発生   |  |
|---------------------------|---|--|
| ①感染症の発生・まん延防止             | ○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築する。  |  |
| ②避難者の感染症対策                | ○避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境の整備を進める。<br>○避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報の周知を図る。  |  |
| ③感染症の拡大・まん延期における避難対策      | ○広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、指定避難所以外の避難所や避難者が密集しない十分なスペースの確保を図る。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材の確保を進める。 |  |
| ④下水を速やかに排除、処理するための施設維持・保全 | ○市街地から発生する下水を速やかに排除するため、計画的に施設の維持管理を行う。   |  |
| ⑤衛生管理に必要な物品の確保            | ○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保する。   |  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                 | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|----------------------|-----|--------------|--------|
|                      | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 感染症対策用物資の<br>備蓄計画の作成 | —   | 完了           | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名         | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|-------------|-------|--------|
| 1  | 感染症対策用物資の確保 | 健康推進課 | ③      |
| 2  | 災害用備蓄物資の確保  | 安全環境課 | ③      |
| 3  | 汚水施設の適正管理   | 上下水道課 | ④      |

| 2-7                 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生  |  |
|---------------------|--|--|
| ① 避難所における良好な生活環境の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。</li> <li>○学校施設や地区公民館等が指定避難所に指定されていることを踏まえ、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進める。</li> <li>○トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能を強化する。</li> </ul>                 |  |
| ② 要配慮者への対応          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルを策定する。</li> <li>○一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。</li> </ul>  |  |
| ③ 町民による自発的な防災活動の促進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治会組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。</li> </ul>   |  |
| ④ 避難所における必要物資の確保    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、災害時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討や利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。</li> <li>○被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。</li> </ul> |  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ⑤ 避難所以外での避難者に対する支援    | ○車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、県と町との連携スキームを構築する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を進める。   |
| ⑥ 被災者のケア体制の構築         | ○主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係や絆の崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、関係機関や地域住民と連携し、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。 |
| ⑦ 被災時の医療確保            | ○かかりつけ医が被災した場合や避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置を行う。   |
| ⑧ 発災後の住まいの多様な供給に向けた取組 | ○住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。<br>○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策と復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえ、方向性を検討する。             |
| ⑨ 被災者の生活支援に向けた取組      | ○避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|---------------------|-----|--------------|--------|
|                     | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 小学校施設のトイレ洋式化率       | 50% | 70%          | 1      |
| 小中学校体育館 Wi-Fi 環境整備率 | 0%  | 100%         | 2      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施 策 名              | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|--------------------|-------|--------|
| 1  | 避難所の機能強化           | 関係課   | ①      |
| 2  | 小中学校体育館 Wi-Fi 環境整備 | 学校教育課 | ①      |
| 3  | 災害備蓄倉庫の整備          | 安全環境課 | ④      |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 2-8       | 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態   |  |
| ①避難所の確保   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所以外の避難所や、避難者が密集しない十分なスペースの確保を図る。</li> <li>○大規模災害時等には、町の全域の被災が想定されているため、県や近隣市町と連携して広域的に避難所の確保を進める。</li> </ul> |  |
| ②福祉避難所の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉避難所としての機能が果たせるよう、収容対象を明確にし、町民の理解を促進する。</li> <li>○多数の避難者の発生により、収容できない事態に備え、民間の福祉施設と連携し、受入体制を整える。</li> </ul>     |  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標          | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|---------------|-----|--------------|--------|
|               | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 広域避難体制の整備     | 協議中 | 完了           | 1      |
| 福祉避難所協力協定の締結数 | —   | 1箇所以上        | 2      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名      | 担当課名         | 推進方針番号 |
|----|----------|--------------|--------|
| 1  | 広域避難所の確保 | 安全環境課        | ①      |
| 2  | 福祉避難所の確保 | 安全環境課<br>福祉課 | ②      |

### (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| <b>3-1</b>      | <b>被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化</b>  |  |
| ①被災による警察機能低下の回避 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○県と連携し、実災害を想定した実践的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携を強化し、治安の悪化に対応する体制づくりを進める。</li> <li>○地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラの設置を推進する。</li> <li>○防犯ボランティアとの連携強化を図る。</li> </ul> |  |

#### (主な重要業績指標)

| 取組指標       | 数 値  |              | 下記施策番号 |
|------------|------|--------------|--------|
|            | 現状値  | 目標値(2025年度末) |        |
| 防犯カメラ設置箇所数 | 41箇所 | 概ね100箇所      | 1      |

#### (主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名       | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|-----------|-------|--------|
| 1  | 防犯カメラの設置  | 安全交通課 | ①      |
| 2  | 自主防犯活動の推進 | 安全環境課 | ①      |

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| <b>3-2</b>    | <b>町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</b>   |  |
| ①災害対策本部の体制整備等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○川越町職員災害時等初動マニュアル等について検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。</li> <li>○実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるようにする。</li> </ul> |  |
| ②公共施設の長寿命化等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設について、「川越町公共施設個別施設計画」に基づき、長寿命化対策とあわせて外壁等の非構造部材の耐震対策と建替えを進める。</li> <li>○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。</li> </ul>                        |  |
| ③周辺インフラの整備・保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○町の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や耐津波性能の強化、洪水・津波・高潮・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。</li> </ul>  |  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>④被災による機能低下の回避</p>  | <p>○大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続と早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、業務継続計画（BCP）の実効性を確保する。</p> <p>○災害対応業務の増加や職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集・伝達手段の確保等を図るとともに、民間企業等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育や明確な目的をもった合同訓練等を継続する。</p> <p>○被災により行政業務が停滞しないよう、情報システムの冗長化を推進する。</p> |
| <p>⑤業務継続計画による体制整備</p> | <p>○業務継続計画に即した業務手順の点検や実施が必要な場合の検証を行い、災害時においても役場機能の低下を最小限にとどめ、機能支援（庁舎・職員等）を適切に確保するため、必要に応じて、業務継続計画を見直し、維持・向上を図る。</p> <p>○職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定に基づき、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策に取り組む。</p>   |
| <p>⑥災害対応力の向上</p>      | <p>○平時から、川越町職員災害時等初動マニュアルの実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集を活用して災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力を向上させる。</p>   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標            | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|-----------------|-----|--------------|--------|
|                 | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 職員非常参集訓練の実施回数   | 年1回 | 年1回以上        | 7      |
| 災害対策本部運営訓練の実施回数 | —   | 年1回          | 7      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名                | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|--------------------|-------|--------|
| 1  | 災害対策本部における体制の確保・強化 | 安全環境課 | ①      |
| 2  | 公共施設マネジメントの推進      | 総務課   | ②      |
| 3  | あいあいセンターの長寿命化      | 生涯学習課 | ②      |
| 4  | 地区公民館の長寿命化         | 生涯学習課 | ②      |
| 5  | 総合体育館の長寿命化         | 生涯学習課 | ②      |
| 6  | 業務継続計画の定期的な見直し・更新  | 安全環境課 | ④・⑤    |
| 7  | 町職員の災害対応力向上        | 安全環境課 | ⑥      |

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

| 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |  |
|-------------------------------|--|
| ①長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。</li> <li>○東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」を毎年度確認し、災害発生時における非常通信機能を維持する。</li> </ul> |
| ②インフラの整備・保全                   | ○電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・津波・高潮・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。また、停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策を推進する。   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標         | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|--------------|-----|--------------|--------|
|              | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 情報通信システムの強靱化 | 維持  | 維持           | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名          | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|--------------|-------|--------|
| 1  | 情報通信システムの強靱化 | 企画情報課 | ①      |

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| 4-2                     | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態   |  |
| ①情報収集手段及び情報伝達手段の多様化・確実化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に被災状況を迅速かつ確実に収集するため、災害情報の収集機能強化に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に更新し、維持管理を行う。</li> <li>○町ホームページやメール、SNS、AI など、情報収集と伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの整備に取り組む。</li> </ul> |  |
| ②避難所における電源対策            | ○長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるよう、指定避難所の電源対策について取組を推進する。  |  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                    | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|-------------------------|-----|--------------|--------|
|                         | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 公衆無線LAN環境が整っている防災拠点施設の数 | 0箇所 | 5箇所          | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名                  | 担当課名 | 推進方針番号 |
|----|----------------------|------|--------|
| 1  | 防災拠点施設における公衆無線LANの整備 | 関係課  | ①      |

(5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

| 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |   |
|-----------------------------|---|
| ① サプライチェーンの寸断時における企業の生産力の維持 | ○事業者等における自主的な防災対策を促すため、朝明商工会等と連携して、啓発活動や事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。 |
| ② インフラの整備・保全                | ○道路の防災対策や洪水・津波・高潮・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。                    |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                   | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|------------------------|-----|--------------|--------|
|                        | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 事業継続計画（BCP）を策定した町内事業所数 | 36社 | 現状値以上        | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名                    | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|------------------------|-------|--------|
| 1  | 企業における事業継続計画（BCP）策定の促進 | 産業建設課 | ①      |

| 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |  |
|---|--|
| ① 企業における事業継続計画（BCP）策定の促進                    | ○事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、朝明商工会等と連携して、啓発活動や事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。   |
| ② 燃料供給ルート（陸路・空路）の確保                         | ○災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、橋梁の耐震化や道路の拡幅等を引き続き推進する。<br>○迅速な道路啓開を展開できるよう、関係機関との体制を整備するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。<br>○発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、町道の改良などを進める。<br>○陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためにヘリコプターの離着陸場所を良好な状態を保つなど、緊急輸送体制を維持する。 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| ③ ライフラインに係る防災対策の推進 | ○災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核 SS）の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の締結を進める。   |
| ④ 自立・分散型エネルギーの導入促進 | ○再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル等に電力を供給するシステム等を普及促進し、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。 |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <b>5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</b> |  |
| ① 火力発電所災害防止計画の推進             | ○「川越火力発電所災害防止計画」について、情報共有を図るための定期的な機会を設けるとともに、訓練や関係機関の連携強化を通じ、計画の履行に努める。 |
| ② 火力発電所設備の耐災化等               | ○火力発電所に係る施設や設備、護岸等の耐災化など地震・津波対策を促進する。                                    |
| ③ 火力発電所の災害に備えた訓練の実施          | ○火力発電所の災害に備え、関係機関との合同訓練を実施する。  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                    | 数 値 |               | 下記施策番号 |
|-------------------------|-----|---------------|--------|
|                         | 現状値 | 目標値(2025 年度末) |        |
| 火力発電所と災害対策に関する情報共有会議開催数 | —   | 年 1 回         | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施 策 名       | 担当課名           | 推進方針番号 |
|----|-------------|----------------|--------|
| 1  | 火力発電所との連携強化 | 安全環境課<br>企画情報課 | ①      |

| 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |  |
|---------------------------------------|--|
| ① 発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備         | <p>○緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる町道の改良などを進める。</p> <p>○災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、橋梁の耐震化や道路の拡幅等を推進するとともに、県と連携して緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。</p> |
| ② 的確な交通情報の提供                          | <p>○万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供する。</p>   |
| ③ 幹線交通分断の回避                           | <p>○幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路啓開に係る連携強化、その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備等を国や県に働きかける。</p>   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標        | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|-------------|-----|--------------|--------|
|             | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 町道の道路改良済の割合 | 68% | 74%          | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名                 | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|---------------------|-------|--------|
| 1  | 町道の整備及び改良           | 産業建設課 | ①      |
| 2  | 輸送ルートにおける防災・減災対策の推進 | 産業建設課 | ①      |
| 3  | 道路管理者間の連携体制の確保      | 産業建設課 | ①・②    |

| 5-5 食料等の安定供給の停滞                 |  |
|---------------------------------|--|
| ① 食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大 | <p>○災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める。</p> |

(主な重要業績指標)

| 取組指標   | 数 値    |              | 下記施策番号 |
|--------|--------|--------------|--------|
|        | 現状値    | 目標値(2025年度末) |        |
| 食料の充足率 | 63.2%  | 100%         | 2      |
| 毛布の充足率 | 132.3% | 維持           | 2      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名              | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|------------------|-------|--------|
| 1  | 災害時における協定による物資調達 | 安全環境課 | ①      |
| 2  | 災害用備蓄物資の確保       | 安全環境課 | ①      |

**(6) 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に回復させる**

| 6-1                     | ライフライン（電気・ガス）の長期間にわたる機能停止  |  |
|-------------------------|--|--|
| ① ライフラインの災害対応力の強化       | ○災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス）との間で、各機関の災害対策について情報を共有する。 |  |
| ② 災害からライフラインを守る事前伐採の推進  | ○倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む。               |  |
| ③ 火力発電所の災害対策の促進         | ○火力発電所と連携して防災対策を推進する。  |  |
| ④ エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施 | ○エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する。                                     |  |
| ⑤ 自立・分散型エネルギーの導入促進      | ○エネルギー供給源の多様化・分散化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。                       |  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                       | 数 値  |              | 下記施策番号 |
|----------------------------|------|--------------|--------|
|                            | 現状値  | 目標値(2025年度末) |        |
| 民間住宅に蓄電池が設置されている太陽光発電の補助件数 | 44 件 | 75 件         | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名         | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|-------------|-------|--------|
| 1  | 新エネルギー活用の促進 | 安全環境課 | ⑤      |

| 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 |  |
|----------------------|--|
| ① 上水道施設の耐震化等         | ○大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化と配水場の長寿命化や設備の更新を進める。   |
| ② 広域的な応援体制の整備        | ○「日本水道協会中部支部災害時相互応援に関する協定」等に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）の整備を進める。 |
| ③ 関係機関との連携           | ○大規模災害時に速やかに復旧するために、町内建設企業等の防災・減災の担い手確保と連携を強化する。   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標             | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|------------------|-----|--------------|--------|
|                  | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 水道管（φ150以上）の耐震化率 | 19% | 27%          | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名     | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|---------|-------|--------|
| 1  | 水道管の耐震化 | 上下水道課 | ①      |

| 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |  |
|-------------------------|--|
| ① 下水道施設の耐震化等            | ○汚水管渠について、適正に維持管理を行い、老朽化対策を推進する。特に重要管渠については、耐震対策を推進する。<br>○老朽化の進行が見込まれる汚水管渠に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する。 |
| ② 下水道業務継続計画（下水道BCP）の推進  | ○大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                     | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|--------------------------|-----|--------------|--------|
|                          | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 汚水施設の適正な維持管理（定期点検の実施）    | 毎年  | 維持           | 1      |
| 下水道業務継続計画（BCP）に基づく訓練実施回数 | —   | 年1回          | 2      |
| 下水道業務継続計画（BCP）の見直し       | —   | 完了           | 2      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名                   | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|-----------------------|-------|--------|
| 1  | 汚水管渠・マンホールトイレの適切な維持管理 | 上下水道課 | ①      |
| 2  | 下水道業務継続計画（BCP）の点検     | 上下水道課 | ②      |

| 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |   |
|------------------------|---|
| ①輸送機関の確保               | ○災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。              |
| ②必要なインフラの整備・保全         | ○災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、地震・津波・洪水・風水害や施設の老朽化対策等を着実に進める。                      |
| ③危険がある要対策箇所の点検と対策      | ○豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、アンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。                 |
| ④道路啓開態勢の整備             | ○発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・県・町内建設企業等と連携した訓練の実施や道路啓開態勢を整備する。                        |
| ⑤安全かつ円滑な道路交通の確保        | ○交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。また、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。 |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                       | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|----------------------------|-----|--------------|--------|
|                            | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 町道アンダーパス部の適正な維持管理（定期点検の実施） | 年1回 | 維持           | 1      |
| 町内建設企業との災害復旧対応会議開催数        | —   | 年1回以上        | 2      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名               | 担当課名           | 推進方針番号 |
|----|-------------------|----------------|--------|
| 1  | 町道アンダーパス部の適正な維持管理 | 産業建設課          | ③      |
| 2  | 町災害緊急協力会との連携強化    | 安全環境課<br>産業建設課 | ④      |

| 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全     |   |
|----------------------------|---|
| ① 必要なインフラの整備・保全            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を県に働きかける。</li> <li>○津波や洪水・高潮被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、防潮扉の常時閉鎖化等の整備を促進する。</li> </ul> |
| ② 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化を図る。</li> </ul>   |

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

| 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |  |
|-----------------------------------|--|
| ①救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化         | ○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動に向けて、四日市市消防と連携し、施設整備や広域連携体制、救急搬送体制を確保し、救助活動能力を充実強化する。<br>○消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る。 |
| ②危険な密集市街地の解消に向けた取組                | ○地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路等の防災施設を、地域特性に応じて整備を促進する。                  |
| ③住宅・建築物の耐震化等                      | ○住宅・建築物の耐震化及び耐震性のない建物の除却等を促進し、死傷者等の発生を抑制する。  |
| ④緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備             | ○道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、橋梁の耐震化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格幹線道路等の整備、緊急車両の進入路の整備等を進める。<br>○狭あい道路の拡幅を進める。        |
| ⑤避難場所等となるオープンスペースの確保              | ○大規模火災が発生した場合、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備と公園施設の適切な長寿命化対策を進める。  |
| ⑥水道の耐震化等                          | ○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進める。  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                  | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|-----------------------|-----|--------------|--------|
|                       | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 都市公園の適正な維持管理（定期点検の実施） | 年1回 | 維持           | 2      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名       | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|-----------|-------|--------|
| 1  | 常備消防委託の推進 | 安全環境課 | ①      |
| 2  | 都市公園の維持管理 | 企画情報課 | ⑤      |

| 7-2 臨海部の複合災害の発生           |   |
|---------------------------|---|
| ①河川・海岸堤防、護岸等の整備・耐震化及び機能保全 | ○津波等による被害軽減を図るため、河川・海岸堤防の整備、地震・津波・高潮対策及び機能保全を県に働きかける。 |
| ②漂流物防止対策                  | ○津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発する。            |

| 7-3 沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺   |  |
|--------------------------|--|
| ①沿道の建物及び構造物の倒壊対策         | ○県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。<br>○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化や除却を進める。 |
| ②住宅・建築物等の耐震化             | ○住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事や除却工事への支援を行う。   |
| ③災害情報の収集・活用              | ○被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、ドローン（無人航空機）などにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。   |
| ④交通渋滞の回避                 | ○大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。   |
| ⑤被災建築物応急危険度判定士の養成        | ○大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する。  |
| ⑥被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保 | ○被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定士との連絡調整役を担うことから、必要人数を確保する。   |
| ⑦狭あい道路の解消促進              | ○大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整備等を進める。   |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                    | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|-------------------------|-----|--------------|--------|
|                         | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 被災建築物応急危険度判定士の人数        | 2人  | 維持           | 1      |
| 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの人数 | 8人  | 維持           | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名              | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|------------------|-------|--------|
| 1  | 被災建築物応急危険度判定士の養成 | 産業建設課 | ⑤      |

| 7-4           | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大  |  |  |
|---------------|--|--|--|
| ①有害物質の流出対策等   | ○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取組を進める。   |  |  |
| ②危険物施設の耐震化の促進 | ○災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害を防止するため、関係機関と連携し、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。 |  |  |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名       | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|-----------|-------|--------|
| 1  | 有害物質の情報共有 | 安全環境課 | ①      |

| 7-5                       | 農地等の被害による町土の荒廃  |  |  |
|---------------------------|---|--|--|
| ①農地・農業用排水施設等の地域資源の適切な保全管理 | ○農地が有する多面的機能を維持するため、地域の共同による農地の維持活動を維持する。<br>○農業用排水施設の有する機能を維持するため、地域の共同か有働による農業用排水施設の保全活動を推進するとともに、農業用排水施設の更新や長寿命化の対策を進める。 |  |  |
| ②耕作放棄地の発生防止と再生            | ○農地が有する洪水防止の保水機能を維持するため、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、耕作放棄地の防止と解消に取り組む。  |  |  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標      | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|-----------|-----|--------------|--------|
|           | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 耕作放棄地の箇所数 | 0箇所 | 0箇所          | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名                | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|--------------------|-------|--------|
| 1  | 農地・農業水利施設等の適切な保全管理 | 産業建設課 | ①      |

**(8) 大規模自然災害発生後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

| 8-1 |                 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態  |
|-----|-----------------|---|
| ①   | 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理 | ○発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高める。                     |
| ②   | 災害廃棄物の広域輸送及び処理  | ○災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する。<br>○多量に発生する災害廃棄物の処理が困難となるため、県や四日市市と連携し、広域での処理方法を検討する。 |

(主な重要業績指標)

| 取組指標          | 数 値  |              | 下記施策番号 |
|---------------|------|--------------|--------|
|               | 現状値  | 目標値(2025年度末) |        |
| 災害廃棄物処理計画の見直し | 見直し中 | 完了           | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名              | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|------------------|-------|--------|
| 1  | 災害廃棄物の円滑処理に係る準備等 | 安全環境課 | ①      |

| 8-2 復旧・復興を担う人材の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |   |
|-------------------------------------|---|
| ①建設業界との応急復興態勢の強化                    | ○被災した公共土木施設への迅速な応急復興態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実に図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。   |
| ②災害ボランティアの受入体制の確立                   | ○災害ボランティアセンターの運営を担う町社会福祉協議会と連携・協力し、災害ボランティアの受け入れに向けたマニュアルの作成と大規模自然災害を想定した災害ボランティア受入訓練の実施などを行い、受入体制を整備する。  |
| ③復興の事前準備                            | ○被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、川越町復興指針に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。  |
| ④復興に向けた人材の確保                        | ○復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次代の担い手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。   |
| ⑤災害に対応できる人材の育成                      | ○大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進めるとともに、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。   |
| ⑥被災者の生活再建に向けた支援                     | ○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策や復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士の絆を強めていく。 |

(主な重要業績指標)

| 取組指標                | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|---------------------|-----|--------------|--------|
|                     | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 町内建設事業者との災害連携協定の締結数 | 16社 | 維持           | 1      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名                    | 担当課名           | 推進方針番号 |
|----|------------------------|----------------|--------|
| 1  | 災害対応に必要不可欠な町内建設事業者との連携 | 安全環境課<br>産業建設課 | ①      |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| <b>8-3</b>   | <b>地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</b>     |  |
| ①浸水対策、流域減災対策 | ○長期にわたる浸水被害の軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防の整備や耐震対策を県に働きかける。 |  |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| <b>8-4</b>         | <b>地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>  |  |
| ①コミュニティ力を強化するための支援 | <p>○地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの周知や防災訓練など防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援する。</p> <p>○町内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につながる。</p> |  |

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <b>8-5</b>            | <b>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態</b>  |  |
| ①地籍調査の推進              | ○災害後の復旧・復興を円滑に進められるよう、地籍調査を計画的に進める。   |  |
| ②課税等に関する重要書類等の管理体制の強化 | ○課税等に関する重要書類等が災害時に喪失しないように、業者への保管管理を含め電子化を図り、適正に管理する。                                   |  |
| ③建設業との連携強化            | ○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業者との連携を強化する。   |  |
| ④応急仮設住宅建設候補地の選定       | ○応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、あらかじめ候補地を選定・リスト化し、定期的に情報を更新する。                                  |  |
| ⑤災害時における応急仮設住宅の供給     | ○災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、県や関係機関との連携を図る。   |  |
| ⑥罹災証明書の迅速な発行          | ○罹災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める。  |  |
| ⑦復興の事前準備              | ○被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。 |  |

(主な重要業績指標)

| 取組指標               | 数 値 |              | 下記施策番号 |
|--------------------|-----|--------------|--------|
|                    | 現状値 | 目標値(2025年度末) |        |
| 地籍調査の実施面積          | 21% | 33%          | 1      |
| 課税資料スキャン<br>進捗率    | 80% | 100%         | 2      |
| 応急仮設住宅建設候補地<br>の選定 | —   | 選定           | 3      |

(主な個別具体的施策名)

| 番号 | 施策名            | 担当課名  | 推進方針番号 |
|----|----------------|-------|--------|
| 1  | 地籍調査の推進        | 産業建設課 | ①      |
| 2  | 課税資料のスキャン      | 税務課   | ②      |
| 3  | 応急仮設住宅候補地確保の推進 | 産業建設課 | ④      |

## 第6章 横断的分野ごとの強靱化施策の推進方針

施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策について、4つの横断的分野ごとに推進方針を次に示します。

各分野における施策の推進にあたっては、主管する部局等を明確にしたうえで関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮します。

### 6-1 リスクコミュニケーション

#### (地域強靱化に関する教育等の推進)

- 自助、共助、公助の理念に基づく国・県・町、民間事業者、町民等すべての関係者が参加した自発的な取組を、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出することで促進し、リスクに対して強靱な社会を築くことで被害の減少を図ります。
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の町内会、自主防災組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進、町民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、すべての世代が生涯にわたり地域強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害の減少を図ります。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携してさらに拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する町民の意識を高めるため取組を継続します。

#### (地域の災害対応力の向上)

- 災害時の町民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、万一の際、復興事業を円滑に実行できるよう、復興ビジョンの平常時からの検討に努めます。
- 防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により活性化を促します。

#### (民間投資の促進)

- BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。その際、地域強靱化に貢献する商品やサービス等が町民にわかるよう必要な普及啓発を推進します。

### **(非被災地への情報発信)**

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備します。

### **(要配慮者への対応)**

- 避難行動要支援者をはじめとする要配慮者への災害情報伝達、福祉避難所等の確保、災害時医療機能の確保等を図ります。

### **(災害対応業務の標準化等)**

- 大規模自然災害発生時には、本町と国・県や関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、かつ迅速的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進します。

### **(共助社会づくり)**

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性<sup>ぜいじゃくせい</sup>の増大につながることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。また、地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成します。

### **(避難の円滑化、迅速化等)**

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図ります。
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行います。
- 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成します。
- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を推進するとともに、指定緊急避難場所等を安全な場所に確保します。
- 想定し得る最大規模の高潮に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップを作成し、浸水想定区域を公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認することなどを促進します。
- 水害に直面した際に町民が正しい行動に移せるよう、町目線の情報提供と、自発的な行動を育む地域協働型の取組を推進します。

## 6-2 人材育成

### (人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育を推進します。
- 東日本大震災等での事例等を踏まえ、災害ボランティア受入体制を整備します。
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進します。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を進めます。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進します。
- 道路の啓開や迅速な復旧・復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保を図ります。
- 民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者のBCPの策定を促進します。
- 災害に関する専門家の育成や、大規模災害の経験、教訓、研究成果を現場に活かしていく人材の育成等を進めます。

### (指導者等の育成)

- 災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を推進します。
- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成します。特に、復興の観点から、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組みます。

## 6-3 産学官民・広域連携

### (大規模災害時の広域連携)

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等について、本町を始め関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築します。

### (産学官民の連携)

- 道路の啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を推進します。

- 民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各種計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進めます。
- 当地域の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を関係機関に働きかけます。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等の連携体制の構築を図ります。
- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を推進する。また、インフラ・ライフラインに関する事業者が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、経済団体等と協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、災害に対応するための取組を推進します。

#### **(地域の民間企業等との連携)**

- 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいと、本町における官民の連携協力を日ごろから推進します。

## **6-4 老朽化対策**

#### **(インフラ老朽化対策等の推進)**

- 高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化を踏まえ、限られた財源の中で公共施設の老朽化に対応するため、川越町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進します。

#### **(維持管理の体制整備)**

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというPDCAサイクルを構築します。
- 故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図ります。

## 第7章 計画推進の方策

川越町の強靱化を着実に推進するため、P D C Aサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。

### 7-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内推進会議を開催し、意見・助言を受けるものとします。また、関係課等と推進・検討体制などについて、連携を図ります。

### 7-2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「川越町総合計画 実施計画書」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進めます。

### 7-3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行うなかで、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第5章に記載の推進方針や個別具体的施策を中心に適宜、本計画を見直すこととします。さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮します。

